

3 外国人留学生の在籍管理等

制度の概要等	説明図表番号
<p>(1) 外国人留学生の受入れに関する政策・制度の概要</p> <p>ア 外国人留学生受入れに関する制度の概要等</p> <p>(7) 外国人留学生受入れ制度</p> <p>a 本勧告でいう外国人留学生の定義</p> <p>外国人留学生とは「入管法」においては、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動をする者」とされている。本勧告において外国人留学生とは、「留学」の在留資格を取得し、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に在籍して学習に専念する者及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける者を指している。</p> <p>b 在留資格としての「留学」</p> <p>(a) 在留資格「留学」と「就学」の一本化</p> <p>平成 22 年 7 月 1 日以前は、教育機関の形態により、在留資格は「留学」（大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程等）と「就学」（専修学校高等課程、専修学校一般課程、各種学校等）に区分されており、認められる在留期間も「留学」の場合は、2 年 3 月、2 年又は 1 年 3 月、1 年であり、また「就学」の場合は、1 年 3 月、1 年又は 6 月であり、差異があった。</p> <p>しかし、就学生として日本語教育機関等で学んだ後、「留学」の在留資格を取得し、大学等へ進学する傾向が高まり、「就学」の位置付けについて「留学」のためのワンステップとする傾向が強まったことを背景として、外国人留学生の安定的な在留及び負担軽減のため、入管法等改正法により、在留資格「留学」への一本化が行われた。</p> <p>(b) 在留期間の拡大</p> <p>入管法等改正法が平成 24 年 7 月に施行されたことに伴う、新しい在留管理制度では、法務大臣が、我が国に在留資格を持って中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握し、対象者には、基本的身分事項、在留資格、在留期間、顔写真等が記載された在留カードが交付されることとなった。この制度の導入により、法務省入国管理局及び地方入国管</p>	<p>図表 3-(1)-①</p> <p>図表 3-(1)-②</p> <p>図表 3-(1)-③</p> <p>図表 3-(1)-④</p>

理局・支局・派出所（以下「入国管理局」という。）においては、在留状況をこれまで以上に正確に把握できるとされ、在留期間の上限がこれまでの3年から5年に変更された。これを受け、在留資格「留学」に認められる在留期間として、4年3月、4年、3年3月、3年及び3月が創設され、従来どおりの2年3月、2年、1年3月、1年、6月に追加された。

(イ) 留学生の種類

日本への留学は、以下の4種類に分類することができ、留学経費の負担方法、留学の期間が異なっている。

a 国費外国人留学生(日本政府奨学金留学生)

日本国政府と国交のある国の出身で（無国籍でも応募可能）、日本の高等教育機関で学ぶ意欲のある者を対象として、大使館推薦、大学推薦、国内推薦の3つの方法で選考が行われる。教育機関・課程により給付期間は異なるが、渡航費及び日本国内での滞在費が、日本国政府から支給される。平成23年度の国費外国人留学生数は9,396人であり、留学生総数（18万8,065人）の1割にも満たない。

b 私費外国人留学生

日本に留学する学生の大半が、経費を自己負担する私費外国人留学生である。学生が大学等に入学するには、海外から志望大学等の選考を経て入学する方法か、又は、渡日後、日本語教育施設に入学し1年程度の日本語教育を受けて進学する方法がある。

なお、当省が調査した大学によれば、ほとんどの留学生は、日本語教育機関での日本語教育を受けた上で、大学・短期大学（以下「大学等」という。）に進学する傾向にあるとしているが、法務省においては、日本語教育機関に入学し、大学等に進学する者の数は把握していないとしている。

c 外国政府派遣留学生

諸外国の中には、人材養成を推進するため、当該国政府の経費負担により留学生を派遣し、日本国政府に対して、その受入れについての協力を要請するところがある。これらの留学生は国費外国人留学生（日本政府奨学金留学生）ではないため、私費外国人留学生に位置付けられている。現在、日本国政府は、マレーシア等各国政府の人材育成を支援し、国際協力を積極的に推進する立

図表3-(1)-⑤

場から、これらの国の留学生に対して、教育機関への受入れあっせん等必要な協力を行っている。

d 短期留学生・交換留学生

短期留学とは、主として大学間交流協定に基づいて、母国の大学に在籍しつつ、他国の大学等における学習や異文化、語学の習得等を目的とし、おおむね1学年以内の1学期間又は複数学期留学するものである。交換留学とは、このように大学間協定を結んだ大学が相互に留学生を派遣し、受け入れる留学のことをいう。学費は通常、在籍中の大学に支払うことが多い。

イ 留学生の受入拡大政策の概要

(7) 留学生受入れ拡大計画

a 10万人計画の背景と概要

現在の我が国における留学生政策は、昭和58年当時の中曽根内閣総理大臣の指示に基づき、同年8月の「21世紀への留学生政策に関する提言」（以下「政策提言」という。）及び昭和59年6月の「21世紀への留学生政策の展開について」（以下「政策展開」という。）という文部省（当時）の2つの有識者会議報告により、枠組みが形づくられた。

政策提言においては、我が国は21世紀初頭までに、当時のフランスと同程度の10万人の留学生受入れ国となるという目標が掲げられ（当時の議論の前提となった昭和57年の受入れ数は8,116人）、それを受け政策展開において、受入れ政策の長期的指針が示されている。しかし、実際に留学生数が10万人に達したのは平成15年（10万9,508人）であり、当初の計画より3年遅れた。

b 30万人計画の背景と概要

10万人の受入れという目標は、平成15年に達成されたものの、目標が達成される頃から、留学生の質の低下が懸念されるようになり、平成19年頃からは、政府の有識者会議等で議論されるようになった。こうした議論の背景として、社会・経済のグローバル化が急速に進展し、世界各国が優秀な人材を求め中、高等教育の段階から人材を確保しなければ、国際的な頭脳獲得競争に勝てないという認識が浸透してきたことが挙げられる。

新たな留学生受入れ拡大が議論される中、福田内閣総理大臣（当時）は平成20年の第169回国会（常会）における施政方針演説の中で、「30万人計画」を策定し、実施に移すと共に、産学官連携に

図表3-(1)-⑥

図表3-(1)-⑦

図表3-(1)-⑧

よる海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めることを述べた。これを受け、文部科学省の中央教育審議会では、大学分科会の下に留学生特別委員会を設け、新たな留学生政策の策定についての調査・審議を行った。これらの検討を経て、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、平成 20 年度中に「グローバル 30（国際化拠点大学 30）等のプログラムをはじめとする留学生 30 万人計画を策定し、具体化を進める」とされ、「平成 32 年度を目途に、留学生数を 30 万人とすることを目指す」という目標が明記された。なお、平成 23 年における留学生数は、13 万 8,075 人となっている（注）。

（注）独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の「外国人留学生在籍状況調査」（5 月 1 日現在）による。なお、本集計には、日本語教育機関への留学生は含まれていない。また、法務省統計によると、平成 23 年度（24 年 1 月 1 日現在）の留学生数は 18 万 8,605 人である。

（イ） 留学生受入れ拡大に係る政策

a 10 万人計画の当初

10 万人計画が始まった昭和 58 年と時期を同じくして、法務省は、留学生の資格外活動（アルバイト）を解禁した。

また、留学生を大学等に送り込む役割を担う日本語学校は、その当時、学校設置基準や、認可制度もなく、個人や有限会社であっても自由に日本語学校を開校でき、入学許可書を発行すれば、海外から学生を招聘することが可能であった。その結果、日本語学校に在籍する、又は日本語学校出身である不法就労者や、不法残留者が増加した。昭和 63 年 11 月には、中国で、日本語学校が入学許可書を乱発したことによって、入学金を払い込んだにもかかわらず、入国ビザがとれない事態に怒った数百人が日本国上海総領事館を取り囲む事件が起きた。

b 厳格な審査の実施

この事態を受けて、平成元年（施行は平成 2 年）に入管法が改正され、入国管理局では日本語学校に対し、極めて厳しい指導を行うようになった（なお、当該改正の際に在留資格「留学」及び「就学」が制度化された。）。

また、財団法人日本語教育振興協会による日本語学校の審査等も開始された。これにより、就学生が激減し、大学等に入学する留学生数も停滞した。

さらに、平成 8 年から入国管理局は、日本語学校に対し、国別、不法残留率による学校別の審査（不法残留率が 5%以上となると、

図表 3-(1)-⑨

非適格校とされ、従来どおりの「厳格な審査」の対象となる。)を開始した。

c 緩和と厳格化の方針の繰り返し

平成 12 年、入国管理局は、この国別、不法残留率による学校別の審査対象者を、大学等と専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）への入学予定者に拡大し、不法残留者を多く発生させたこれら教育機関に対しては、審査を厳格に行うという条件の下、財政、学歴等の書類添付を一切求めず、申請書と写真のみで、在留資格認定書を発給するという方針に変更した。しかし、学生の定員不足を留学生で埋めようとする大学等の問題が露呈し、留学生の量的拡大を急ぐあまり、質の低下を招いたのではないかと議論されるようになった。

結果的には、平成 15 年 11 月から、留学生の入国に係る各種審査が再び厳格化され、受入れ数は減少した。現在はこの方針を保ちつつ、出来るだけ教育機関の学生選考結果・入学許可事実を尊重しながら、在留資格審査を行っている。

ウ 留学生の実態

(7) 受入れ人数・実態

平成 23 年度の在留資格「留学」の外国人登録者数は、18 万 8,605 人となっており、前年度の 20 万 1,511 人と比較して、6.4%の減少となっている。

また、留学生を受け入れている教育機関数は、日本語教育機関及び準備教育課程（注 1）については、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成 2 年法務省告示第 145 号）により留学生の受入れが可能な学校が定められているため、法務省において把握が可能となっている。平成 23 年度に同省において留学生の在籍管理状況等（注 2）を確認した教育機関は、日本語教育機関 349 校、準備教育課程 20 校となっている。

しかし、留学生を受け入れている大学等や専修学校等の数については、これら教育機関側の届出等が義務化されておらず、実態把握が十分に行われていない。法務省が把握している限りでは、平成 23 年度に留学生の在籍管理状況等を確認した教育機関は専修学校が 889 校となっており、また、文部科学省が JASSO 調査により把握している平成 23 年度に留学生を受け入れた大学は 633 校、短期大学は 124 校となっている。

図表 3-(1)-⑩
図表 3-(1)-⑪
図表 3-(1)-⑫

<p>(注1) 準備教育課程は、諸外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者で、我が国の大学等に入学することを目的とする者に対し、日本語その他大学等に入学するために必要な教科に係る教育を行うことを目的としており、文部科学大臣が指定した教育施設のことである。</p> <p>(注2) 本報告書においては、留学生が教育機関に入学し、在籍している期間における教育機関の行う出欠の管理、生活指導等について「在籍管理」と称し、退学除籍卒業等により在籍しなくなった後の、在留資格満了時までの教育機関の留学生の帰国の確認等といった取組を「卒業後等の在留管理」と称する。</p>	<p>図表 3-(1)-⑬</p>
<p>(イ) 不法残留者数</p> <p>平成 23 年度の在留資格「留学」における不法残留者数は、3,187 人となっている。この数は、平成 23 年度の不法残留者総数 6 万 7,065 人のうち、不法残留者数が 1 番多い「短期滞在」4 万 6,845 人、2 番目に多い「日本人の配偶者等」5,060 人の次に多いものである。</p>	<p>図表 3-(1)-⑭</p>
<p>(ウ) 留学生に占める不法残留者数の推移</p> <p>平成 12 年度に我が国に在留していた留学生総数は 11 万 4,761 人であったのに対し、同年に留学生で不法残留者となった者は 1 万 4,426 人で、留学生に占める不法残留者数の割合は 12.6%であった。近年は、留学生に占める不法残留者数は年々減少してきており、平成 21 年度は 19 万 2,668 人に対し 5,842 人 (3.0%)、22 年度は 20 万 1,511 人に対し 4,322 人 (2.1%)、23 年度は 18 万 8,605 人に対し 3,187 人 (1.7%) となっている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑮ 図表 3-(1)-⑯</p>
<p>エ 私費外国人留学生等に対する支援</p>	
<p>(ア) 私費外国人留学生学習奨励費</p> <p>JASSOは、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 13 条 1 項 2 号に規定される業務（外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。）を実施するため、私費外国人留学生学習奨励費給付制度を設けている。</p> <p>当該制度は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関に在籍する私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により、修学に困難があるものに対し、学習奨励のための奨学金を給付する制度である。</p> <p>この給付制度における「私費外国人留学生」とは、我が国の大学等に在籍する外国人留学生（入管法別表 1 に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む。))で、「国費外国人留学生制度実施要項」（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学</p>	<p>図表 3-(1)-⑰ 図表 3-(1)-⑱</p>

<p>生及び外国政府の派遣する留学生以外の者を指す。</p> <p>この給付制度によって学習奨励費を受けている私費外国人留学生は、平成 23 年度は、1 万 3,421 人であり、在籍する教育機関別にみると大学 533 校、短期大学 71 校、専修学校 367 校、日本語教育機関 225 校となっている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑱</p>
<p>(イ) 私立大学等経常費補助金（特別補助）</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学共済事業団」という。）は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 4 条の規定等に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に対し、私立大学等経常費補助金を交付している。当該補助金は、私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費の 2 分の 1 以内を補助する「一般補助」と、学術や教育の振興のため補助金を増額交付する「特別補助」に分けられている。</p> <p>私学共済事業団は、「特別補助」による支援の一つとして、「大学等の国際交流の基盤整備への支援」を行っており、グローバル化に対応した教育研究環境を整備するため、①学生や教員の海外からの受入れ、②海外からの教員の招へい、③学生の海外派遣、④教員の海外派遣、⑤大学等のグローバル化に向けた取組を組織的に行っている私立大学等を対象に補助金を交付しており、平成 23 年度に交付を受けた私立大学等は 664 校となっている。</p> <p>なお、私立大学等が行う留学生を対象とした授業料の減免については、平成 21 年度までは、文部科学省から政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金（授業料減免学校法人援助）が交付されていた。しかし、文部科学省において、留学生の支援に係る制度の在り方について検討が行われた結果、当該補助金は平成 21 年度をもって廃止され、平成 22 年度より「特別補助」として、留学生に対する授業料減免の取組を「大学等のグローバル化に向けた取組み」の中で新たに支援することとなった。</p>	<p>図表 3-(1)-⑳</p> <p>図表 3-(1)-㉑</p>

図表 3 - (1) - ① 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表在留資格「留学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以降)

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ② 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年 10 月 28 日法務省令第 54 号)別表 2 在留資格「留学」在留期間

在留資格	本邦において認められている在留期間
留学	4 年 3 月、4 年、3 年 3 月、3 年、2 年 3 月、2 年、1 年 3 月、1 年、6 月、3 月

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ③ 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表 在留資格「留学」及び「就学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以前)

在留資格	本邦において行うことができる活動	期間
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において 12 年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	2 年 又は 1 年
就学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1 年 又は 6 月

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-④ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号) 在留資格「留学」及び「就学」<抜粋>

活動	基準
<p>法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>1 申請人が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して、本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)</p> <p>ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科(当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。)において専ら夜間通学して教育を受けること。</p> <p>ハ 申請人が本邦の高等学校(定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)</p> <p>2 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りではない。</p> <p>3 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第1号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において1週間につき、10時間以上聴講すること。</p> <p>4 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が20歳以下であり、かつ、教育機関において1年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りではない。</p> <p>5 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合(専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。)は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する倍は、イに該当することを要しない。</p> <p>イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関(以下「日本語教育機関」という。)で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて6ヶ月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日</p>

	<p>本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>6 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>7 申請人が外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> <p>8 申請人が設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p>
--	--

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

在留資格「就学」

活動	基準
<p>法別表第1の4の表の就学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>1 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間入学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。</p> <p>2 申請人が生活費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りではない。</p> <p>3 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が20歳以下であり、かつ、教育機関において1年以上の日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国も若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りではない。</p> <p>4 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合は除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。</p> <p>イ 申請人が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において6ヶ月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足る日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和22年法律26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>5 申請人が設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> <p>6 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p>

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑤ 留学生の入学・卒業等の在留資格等に係る手続の流れ

	申請者の種類別、申請書類の種類		備考
	日本滞在中 (例：日本語学校→進学)	新規入国者	
入試	—	(要すれば 来日に際し、 短期ビザ取得)	在外公館にて実施
合格→ 入学許可	—	在留資格認定証明申請 ・同証明書交付申請書 ・入学許可書 ・経費支弁書 等	地方入管にて実施 ・本人もしくは教育機関 の職員が申請可能
		留学ビザ申請 ・在留資格認定証明書 ・旅券	在外公館にて実施
入国	—	上陸許可 (→在留資格・在 留期間)	地方入管にて実施 (入国 審査官)
入学	(在留資格「就学」の場合、 在留資格変更手続きも 不要)	在留カード届出・申請	・3月を超える在留期間 の在留資格をもって日 本に在留する者に交付 ・居住地を定めてから14 日以内に市区町村の窓 口にて、居住地を法務 大臣に届出
留学(在留 期間3ヶ 月～4年 3か月)	在留期間更新許可申請 ・大学の押印の入った同申請所 ・旅券及び在留カード ・在学証明書 ・成績証明書 ・経費支弁に関する書類 資格外活動許可申請 ・同申請書 ・在留カード ・旅券又はは在留資格証明書の提示		
退学・除籍	教育機関→地方入管に報告		・継続して3月以上、在 留資格に係る活動を行 わないで在留している
卒業	教育機関→地方入管に報告		

	<p>必要とすれば就職活動のため、在留資格の変更（留学→特定活動）及び在留期間の延長（6か月（1回の更新が可能、最長1年））可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学推薦状 ・ 在留資格変更許可申請書 ・ 経費支弁に関する書類 ・ 大学卒業証明書 ・ 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類 ・ 旅券及び在留カード等 	<p>場合、在留資格取消（入管法22条4項6号）</p>
--	---	------------------------------

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-⑥ 留学生10万人計画の概要(昭和58年8月中曽根内閣提言)

1. 背景

- (1) 留学生交流は、我が国と諸外国との相互理解の増進や教育、研究水準の向上、開発途上国の人材育成等に資するものであり、我が国にとって留学生政策は、文教政策及び対外政策上、重要な国策の一つである。
- (2) 元留学生の中には、各国の発展や我が国との関係で貴重な役割を果たしている者も少なくない。
- (3) 我が国の受け入れている留学生の数が、昭和58年当時、他の先進諸国に比べ、際だって少ない。

2. 基本的見通し

- (1) 21世紀初頭において、10万人の学生(当時のフランス並み)を受け入れることを目途とする。
- (2) 我が国の18才人口が1992年までを前期、減少傾向に転ずる1993年以降を後期とし、前期においては、受入れ体勢、基盤の整備に重点をおき、後期においては、その受入れ体勢、基盤の上に立った受入れ増を見込んでいる。
- (3) 国費留学生の私費留学生の割合は、10万受入れ時においては、フランスの状況等を勘案し、1:9程度とする。
- (4) 国費留学生は、私費留学生受入れの牽引力としての役割を果たす。

3. 留学生受入れの拡充に対応する基本的方策

- (1) 大学等における受入れ体勢の整備
 - ① 教育指導
 - a 留学生に対する教育指導体制の充実
 - b 留学生の学習に配慮したコース等の拡充
 - c 私費留学生統一試験の海外での実施(渡日前の入学者選考を可能にする)等
 - ② 留学相談と受入れ世話業務
 - a 現地における留学相談等のための体制の整備
 - b 日本国際教育協会の充実
 - c 大学等における事務組織の整備充実等
- (2) 留学生のための日本語教育(国内外におけう日本語教育の推進)
- (3) 留学生のための宿舍の確保
 - 留学生宿舍又は一般学生寮において、留学生全体の4割を収容することを目途にし、整備を図る。
 - ① 大学の留学生宿舍及び一般学生寮の整備
 - ② 民間等による留学生宿舍の整備等

(4) 民間活動等の推進

(5) 帰国留学生に対する諸政策

① 帰国留学生の活動に対する支援の充実

② 帰国留学生に対する諸事業の充実

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表3－(1)－⑦ 第169回国会（平成20年1月18日）における福田内閣総理大臣（当時）施政方針演説 <抜粋>

（第三 活力ある経済社会の構築）

1 経済成長戦略の実行

（技術革新の加速）略

（開かれた日本）

第二は、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開であります。世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。日本の空の自由化や貿易手続きの効率化に加え、日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。

新たに日本への「留学生30万人計画」を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受け入れの拡大を進めます。

（注）文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑧ 留学生 30 万人計画の概要（平成 20 年 7 月福田内閣策定）

1 趣旨

- (1) 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。
- (2) このため、我が国への留学についての関心呼び起こす動機づけから、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に以下の方策を実施し、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進する。

2 方策

(1) 日本留学への誘い

日本留学の動機付けとワンストップサービスの展開

- ① 積極的に日本の文化、社会、高等教育に関し情報発信し、イメージ戦略としての日本のナショナル・ブランドを確立
- ② 海外の大学等と連携して効率的に日本語教育拠点を増加させることにより、海外における日本語教育を積極的に推進
- ③ 各大学等の留学情報発信や、日本留学フェア等多用な方法による留学情報の提供の取組を推進
- ④ 在外公館、独立行政法人の海外事務所、大学等の海外拠点が連携して海外において、日本留学に係る各種情報を提供。また、留学希望者への相談サービスを提供する機能を強化し、留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開を目指す
- ⑤ ビジット・ジャパンキャンペーンとの連携による情報発信の強化

(2) 入試・入学・入国の入り口の改善

日本留学の円滑化

- ① ウェブ等を通じ、入試など留学に関わる大学等の情報発信機能の強化
- ② 日本留学試験の改善や、日本語能力試験、TOEFL、IELTSなどの既存の試験を活用した渡日前入学許可を推進。また、宿舎や奨学金採用など安心して留学するための受入れまでの手続きの渡日前の決定を促進
- ③ 海外において留学生を積極的に獲得するための大学等の海外拠点の展開と、大学等同士の間での共同・連携の推進
- ④ 大学等の在籍管理の徹底と入国時や入国後の在留期間の更新申請等に係る審査の簡素化や審査期間の短縮

(3) 大学等のグローバル化の推進

魅力ある大学づくり

- ① 国際化の拠点となる大学を 30 選定し重点的育成
- ② 国際化拠点大学やCOEでは原則英語のみによる学位取得を可とするなど、英語のみによるコースを大幅に増加し、国際的な教育研究拠点づくりを推進

- ③ 交換留学、単位互換、ダブルディグリーなど国際的な大学間の共同・連携や短期留学、サマースクールなどの交流促進、学生の流動性向上、カリキュラムの質保証などにより大学等の魅了を国際的に向上。
 - ④ 専門科目での外国人教員の採用を増やし、教育研究水準を向上
 - ⑤ 留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進を図るため、大学等における9月入学を促進
 - ⑥ 留学生受入れのための大学等の専門的な組織体制を強化し、組織的な受入れを充実
 - ⑦ 国費留学生等の優先配置、財政支援の傾斜配分、競争的資金やG Pによる支援などにより、グローバル化を積極的に進める大学等への支援を重点化
- (4) 受入れ環境づくり
- 安心して勉学に専念できる環境への取組
- ① 大学等が各関係機関と連携し、短期留学を含め渡日後1年以内の留学生に宿舎を提供できるよう、大学の宿舎整備、民間宿舎確保の円滑化、公的宿舎の効率的活用等の多用な方策を推進
 - ② 国費外交人留学生制度、私費留学生学習奨励費については、その改善を図りつつ活用
 - ③ 地域・企業などのコンソーシアムによる交流を支援することや、関係者が一同に会する場として、全国レベルの交流推進会議を創設
 - ④ 留学生が留学後困らないよう、日本語教育機関・大学等の日本語教育担当部署をはじめとした国内の日本語教育の充実
 - ⑤ カウンセリングなど留学生や家族への生活支援の取組を促進
- (5) 卒業・修了後の社会の受入れの推進
- 社会のグローバル化
- ① 大学等の専門的な組織の設置などを通じた留学生の就職支援の取組の強化
 - ② インターンシップ、ジョブカードの活用、就職相談窓口拡充など産官学が連携した就職支援や起業支援の充実
 - ③ 企業側の意識改革や受入れ体制の整備を促進
 - ④ 就労可能な職種の明示等在留資格の明確化や取扱いの弾力化、就職活動のための在留期間の延長の検討
 - ⑤ 帰国留学生の同窓会の組織化支援、活動支援など帰国後の元日本留学生のフォローアップの充実を図り、元日本留学生に日本の理解者・支援者として活躍してもらうための人的ネットワークの維持・強化

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑨ 留学生政策の年表

年	留学生数	留学生受入れに関する施策等
昭和 58	10,482	8月 留学生 10 万人計画 (経緯) 中曽根首相の意向を受けた 2 つの有識者会議報告「21 世紀への留学生政策に関する提言 (S59. 8. 31)」及び「21 世紀への留学生政策の展開について (S59. 6. 29)」により、我が国の留学生政策が形作られた。 留学生の資格外活動の解禁、受入機関による査収発給代理申請の許可 (手続きの簡素化) : <u>出入国管理及び難民認定法施行規則 (第 19 条)</u>
63	25,643	授業料減免学校法人援助 (3 割) 開始 (文部科学省) (背景) 留学生の受入数拡充には、私学に期待するところが大きいとされていたことから。 10 月 査証申請手続きに係る手続きの厳格化 (経緯) 日本語教育機関の所管庁が不明確かつ設立等に関する法的規制がないことから、実態のない日本語学校が多数。こうした学校が入学許可証を乱発し、専ら就労を目的とする者が就学生を装って入国。多くの不法就労者、不法残留者となって深刻な問題になる。 11 月 上海事件発生 (経緯) 先の厳格化を受け、入学金等を払ったにも係わらず、査証の発給を受けられなかった中国人が上海日本国領事館に押し寄せた事件。
平成 2	41,347	2月 日本語教育振興協会による日本語教育施設の審査・認定授業開始 6月 「留学」「就学」の在留資格制度、在留資格認定証明書、資格外活動許可制度開始 : <u>出入国管理及び難民認定法の一部改正 (H元年改正)</u> ○在留資格「留学」「就学」に関する在留資格基準が、「出入国管理及び難民認定法 第七条第一項第二号の基準を定める省令」により定められた。 〔共通〕 ・経費支弁能力の確認 : 現金又は銀行等の資産残高証明書その他適切な方法により行うことが必要 ・「留学」「就学」は就労が認められない : 事前に資格外活動の許可を受けること。一日 4 時間以内 〔留学 : 大学等、専修学校の専門課程、外国において 1 ~ 2 年の学校教育を修了した者に対して本邦大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動〕 a 専修学校の専門課程において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が、日本語教育振興協会が行う日本語教育施設の教育条件等についての審査等を受けている日本語教育施設で、法務大臣が告示をもって定めるもの b 専修学校の専門課程において教育を受けようとする場合 (専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。) は、上記 a において 6 か月以上の日本語の教育を受けた者又は日本語能力検定 2 級以上 c 留学生を受け入れた際、当該受入れ教育機関から文部省に提出されていた「外国人留学生の入学許可に関する報告」は不要となった 〔就学 : 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動〕 A 専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、上記 a と同じ B 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合 (専ら日本語の教育をうけようとする場合は除く。) は、上記 b と同じ C 「就学」の在留期間が 1 年、6 月又は 3 月と定められた。

		11月 日本語教育施設の在籍管理状況に応じた厳格な取扱いの実施、経費支弁及び日本語学習意思・能力審査の徹底等： <u>我が国における日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針</u> （法務省）
8	89,307	12月 身元保証人制度の廃止： <u>出入国管理及び難民認定方施行規則改正</u>
9	87,366	4月 在籍管理の適切な日本語教育施設等における在留期間の延長（6か月→1年）、提出書類の簡素化
10	90,339	9月 資格外活動許可に係る取扱いの変更（4時間／日まで→28時間／週まで）
11	99,187	12月 教育機関の在籍管理状況に着目した審査実施、留学生・就学生の在留期間見直し（規制緩和及び申請負担の軽減）： <u>留学生及び就学生の入国・在留審査方針について</u> （法務省通達）
12	114,761	1月 教育機関の在籍管理状況に着目した審査実施： 今後の留学生及び就学生の入国在留審査方針について（文科省通知） → 留学生及び就学生の入国・在留審査方針について（法務省通達）に基づく。なお、文科省通知の別紙としての法務省通達において、「適正校」以外を「非適正校」と初めて区分
14	157,613	10月 酒田短期大学事件 （経緯） 10月入学予定の中国人265人の在留資格が認められずに来日できなくなる。同短大は前秋から中国人留学生を大量に入学させており、既に定員を100人以上上回る中国人が在籍。仙台入国管理局は「学生が適切な授業が受けられない可能性がある」として、短大側に在留資格の認定証明書を交付しないと伝えたもの。 （背景） 事実上、学生ビザでの日本への労働目的の入国の足掛かりにさせ、留学生の多くが授業に出席せず、就労。しかも多くは首都圏に移住（「首都圏の4年生大学編入のため」という理由付けがなされ、それをサポートする、サテライトスタジオを都内に設置）などがあり、入国管理局も厳しい審査を実施したものと推察される。
15	176,070	6月 福岡一家4人殺害事件 11月 留学生及び就学生に対する在留資格審査の強化：在留資格「留学」及び「就学」に係る審査方針について（法務省） ○不法残留者多数発生国等以外の出身者に対しても ▶大学：昨年1年間に多数の不法残留者を発生している大学 ▶専修学校（日本語以外）：昨年1年間に多数の不法残留者を発生している専修学校 ▶日本語教育施設：教育施設の適・不適にかかわらず ・経費支弁能力に係る厳正な審査 ・日本語能力（大学の場合、2級或いは日本留学試験200点以上。日本語別科等は4級相当以上。専修学校の場合、上陸許可基準の日本語能力を証明する資料） ・最終学歴卒業後5年以上の者は、勉学の意思を慎重に審査 等 ○資格外活動により摘発された者が在籍していた大学・教育施設に入学する者に対して ・募集体制、選抜方法、管理方法、資格外活動許可に関する学校の管理体制等の確認 ○上記以外の罪により摘発された者が在籍していた大学・教育施設に入学する者に対して ・募集体制、選抜方法、管理方法、資格外活動許可に関する学校の管理体制等の確認
16	173,081	7月 留学生及び就学生に対する在留資格審査の徹底：平成16年10月以降に日本教育機関に入学を予定する外国人からの在留資格「留学」又は「就学」

		<p>の在留資格認定証明書交付申請に係る審査等について（法務省通達）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不法残留者多数発生国等出身者 <ul style="list-style-type: none"> ・入学許可書の写し ・経費支弁能力を証明する文書 ・最終学歴に係る卒業証明書の原本 ・日本語を学ぶ理由、本人の経歴等を記載した入学願書の写しその他の文書 ○不法残留者多数発生国等出身者で、①前年3%超の不法残留率の学校、②不法就労や刑事摘発を受けた学生が在籍し、事件発生後に改善が認められない学校、③定期報告が行われていない又は不法残留には至っていないものの、多数の退学者・失踪者が発生するなど在籍管理に問題があると認められる学校に入学する者 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力が客観的に証明される資料の原本 ・経費支弁能力に関する資料 ・経歴を証明する資料として、戸籍又はこれに代わる証明書の原本 ○教育機関の指導等 <ul style="list-style-type: none"> ・2年程度は、上に掲げる資料を保管しておくよう、日本語教育機関に対して指導 ・学生の選考に関し、仲介機関等に依頼している場合は、当該機関等に関する資料
17	157,715	<p>1月 留学生の在籍管理の徹底：外国人留学生の適切な受入について（文科省通知）－別添「大学等に入学する留学生について」（法務省入管局）－参考「在留資格「留学」及び「就学」の在留資格認定証明書の交付に係る審査の提出書類について」（別添）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての大学等の定期報告等について <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年1月以降、毎年1回退学者等名簿を入管に報告しているものを、文科省への報告と同様、毎月1回前月に発生した退学者等について、翌月中に管轄の地方入管等に報告（任意） ○①不法残留者が多数発生している、②退学者・所在不明者が多数発生している、③在学生の不法就労事件・刑事事件が発生し改善が図られていない等の大学・短期大学については、在留資格認定証明書交付申請の際、下記資料の提出を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育を受けようとする機関の入学許可書の写し ・在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書 （これら文書を教育機関は、当該学生が在籍している間は保管すること） （参考） ○不法残留者が多数発生している国の出身者で、①不法残留者が多数発生している大学、②不法残留率が3%を超える専修学校等、③資格外活動や刑事事件で摘発を受けた学生が在籍していた大学・専修学校で事件発生後に適切な対応が講じられていないところ、④不法残留ではないが、除籍・退学後に出国事実がなく、又は失踪している者が多数発生しているなど、在籍管理に問題のある大学・専修学校等に入学する者は、在留資格認定証明書の交付に関して、以下の資料の提出を求める <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力を証明する資料又は外国にある高等教育機関の卒業証明書の写し ・経費支援能力に関する資料 ・経歴を証明する資料（最終学歴から5年以上経過している者については、勉学の目的、経歴、勉学後の進路等を説明する具体的な資料）

20	179,827	6月 留学生 30 万人計画の策定：経済財政改革の基本方針 2008（H20.6.27 閣決） 7月 留学生 30 万人計画骨子（平成 32 年を目途に 30 万人の留学生受入を目指すもの）：法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省														
24	188,605 (23 年現在)	7月 届出時期の追加、大学等についての対象機関の広がり： <u>入管法等改正法</u> <table border="1" data-bbox="411 443 1441 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 443 507 517"></th> <th data-bbox="507 443 927 517">改正前 (H11 入国・在留審査方針等)</th> <th data-bbox="927 443 1441 517">H24 改正入管法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 517 507 853">届出時期</td> <td data-bbox="507 517 927 853"> 「退学者等名簿」：発生翌月 10 日まで（専修学校は義務。大学は年 1 回（6 月）が義務、毎月報告は任意。） 「留学生・就学生名簿」：4 月末及び 10 月末現在の在籍者について報告（5 月・11 月末）（専修学校のみ義務） </td> <td data-bbox="927 517 1441 853"> ①～④について、各 14 日以内に入管に届け出るよう努めなければならない ①受入開始：当該在留者の氏名、受入開始年月日 ②5 月 1 日：在留者の氏名 ③11 月 1 日：在留者の氏名 ④受入終了：在留者の氏名、終了年月日、終了に係る事由 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 853 507 1115">届出対象</td> <td data-bbox="507 853 927 1115"> 大学 「退学者等名簿」報告 年 1 回義務（H11～） 毎月 1 回報告は任意（H17～） 「留学生名簿」 年 2 回の報告義務無し </td> <td data-bbox="927 853 1441 1115"> 大学 年 2 回の在籍者の報告を新たに届け出の対象とした（努力義務） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1115 507 1485" rowspan="2">届出事項</td> <td data-bbox="507 1115 927 1301"> 在籍者（留学生・就学生）名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、入学年月日、終了予定年月日 </td> <td data-bbox="927 1115 1441 1301"> 在籍報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1301 927 1485"> 退学者名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、住所、退学等の事由、在留期限、措置内容 </td> <td data-bbox="927 1301 1441 1485"> 受入終了報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、受入終了年月日、終了事由 </td> </tr> </tbody> </table>		改正前 (H11 入国・在留審査方針等)	H24 改正入管法	届出時期	「退学者等名簿」：発生翌月 10 日まで（専修学校は義務。大学は年 1 回（6 月）が義務、毎月報告は任意。） 「留学生・就学生名簿」：4 月末及び 10 月末現在の在籍者について報告（5 月・11 月末）（専修学校のみ義務）	①～④について、各 14 日以内に入管に届け出るよう努めなければならない ①受入開始：当該在留者の氏名、受入開始年月日 ②5 月 1 日：在留者の氏名 ③11 月 1 日：在留者の氏名 ④受入終了：在留者の氏名、終了年月日、終了に係る事由	届出対象	大学 「退学者等名簿」報告 年 1 回義務（H11～） 毎月 1 回報告は任意（H17～） 「留学生名簿」 年 2 回の報告義務無し	大学 年 2 回の在籍者の報告を新たに届け出の対象とした（努力義務）	届出事項	在籍者（留学生・就学生）名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、入学年月日、終了予定年月日	在籍報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号	退学者名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、住所、退学等の事由、在留期限、措置内容	受入終了報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、受入終了年月日、終了事由
	改正前 (H11 入国・在留審査方針等)	H24 改正入管法														
届出時期	「退学者等名簿」：発生翌月 10 日まで（専修学校は義務。大学は年 1 回（6 月）が義務、毎月報告は任意。） 「留学生・就学生名簿」：4 月末及び 10 月末現在の在籍者について報告（5 月・11 月末）（専修学校のみ義務）	①～④について、各 14 日以内に入管に届け出るよう努めなければならない ①受入開始：当該在留者の氏名、受入開始年月日 ②5 月 1 日：在留者の氏名 ③11 月 1 日：在留者の氏名 ④受入終了：在留者の氏名、終了年月日、終了に係る事由														
届出対象	大学 「退学者等名簿」報告 年 1 回義務（H11～） 毎月 1 回報告は任意（H17～） 「留学生名簿」 年 2 回の報告義務無し	大学 年 2 回の在籍者の報告を新たに届け出の対象とした（努力義務）														
届出事項	在籍者（留学生・就学生）名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、入学年月日、終了予定年月日	在籍報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号														
	退学者名簿：学科・コース、氏名、生年月日、性別、国籍、外国人登録証明番号、住所、退学等の事由、在留期限、措置内容	受入終了報告：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、受入終了年月日、終了事由														

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 下線は、当省が付した。
 3 平成 22 年までの留学生数は、在留資格「留学」と「就学」を合算した数。

図表 3 - (1) - ⑩ 我が国における留学生数（各年 12 月 31 日現在）

（単位：人）

	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
在留資格「留学」者数	170,590	179,827	192,668	201,511	188,605

（注） 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「留学」には、不法残留者となった時点での在留資格が「就学」（平成 22 年 7 月 1 日施行前の出入国管理及び難民認定法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

図表 3 - (1) - ⑪ 法務省が把握している留学生を受け入れている専修学校等数、留学生数（平成 21 年から 24 年）

（単位：人、校）

教育機関		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
専修学校	学校	852	902	889	909
	留学生	27,660	28,960	27,743	26,138
準備教育課程	学校	18	20	20	20
	留学生	2,414	2,321	1,485	1,759
日本語教育機関	学校	303	319	349	365
	留学生	31,811	33,700	25,600	24,535

（注） 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 日本語教育機関の学校数については、専修学校及び準備教育課程を除く。

3 同一の専修学校において専ら日本語教育を行う課程とそれ以外の課程の両方に留学生を受け入れている場合は、2校として計上。

図表 3 - (1) - ⑫ 留学生を受け入れている大学等数、留学生数（平成 21 年度から 23 年度）

（単位：人、校）

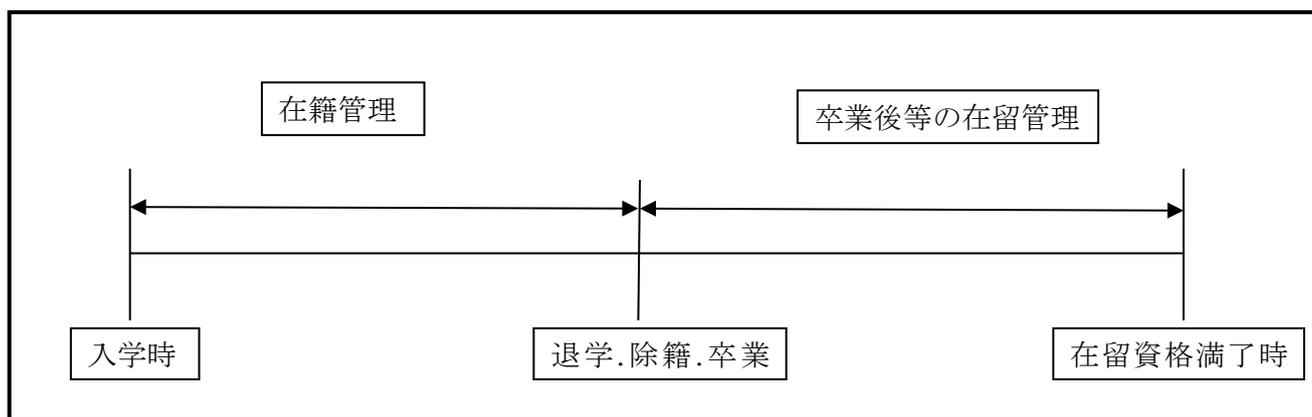
教育機関		平成 21 年度	22 年度	23 年度
大学	学校	631	630	633
	留学生	99,732	109,118	108,650
短期大学	学校	133	126	124
	留学生	2,224	2,093	1,827

（注） 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 日本学生支援機構が毎年度行っている「外国人留学生在籍状況調査」の調査結果による。

3 毎年度 5 月 1 日現在の数字。

図表 3 - (1) - ⑬ 本報告書における「在籍管理」及び「卒業後等の在留管理」の区分



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑭ 在留資格別不法残留者（平成 24 年 1 月 1 日現在）

（単位：人）

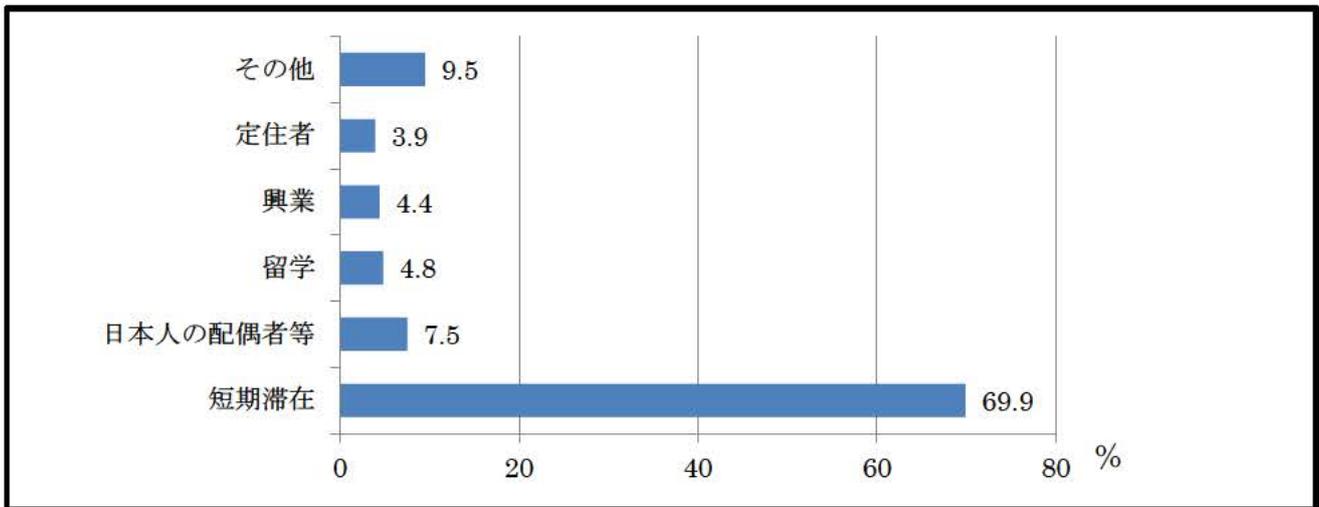
在留資格	人数
総数	67,065 (100.0)
短期滞在	46,845 (69.9)
日本人の配偶者等	5,060 (7.5)
留学	3,187 (4.8)
興業	2,956 (4.4)
定住者	2,627 (3.9)
その他	6,390 (9.5)

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 短期滞在は、不法残留者となった時点での在留資格が「短期滞在」であった者。

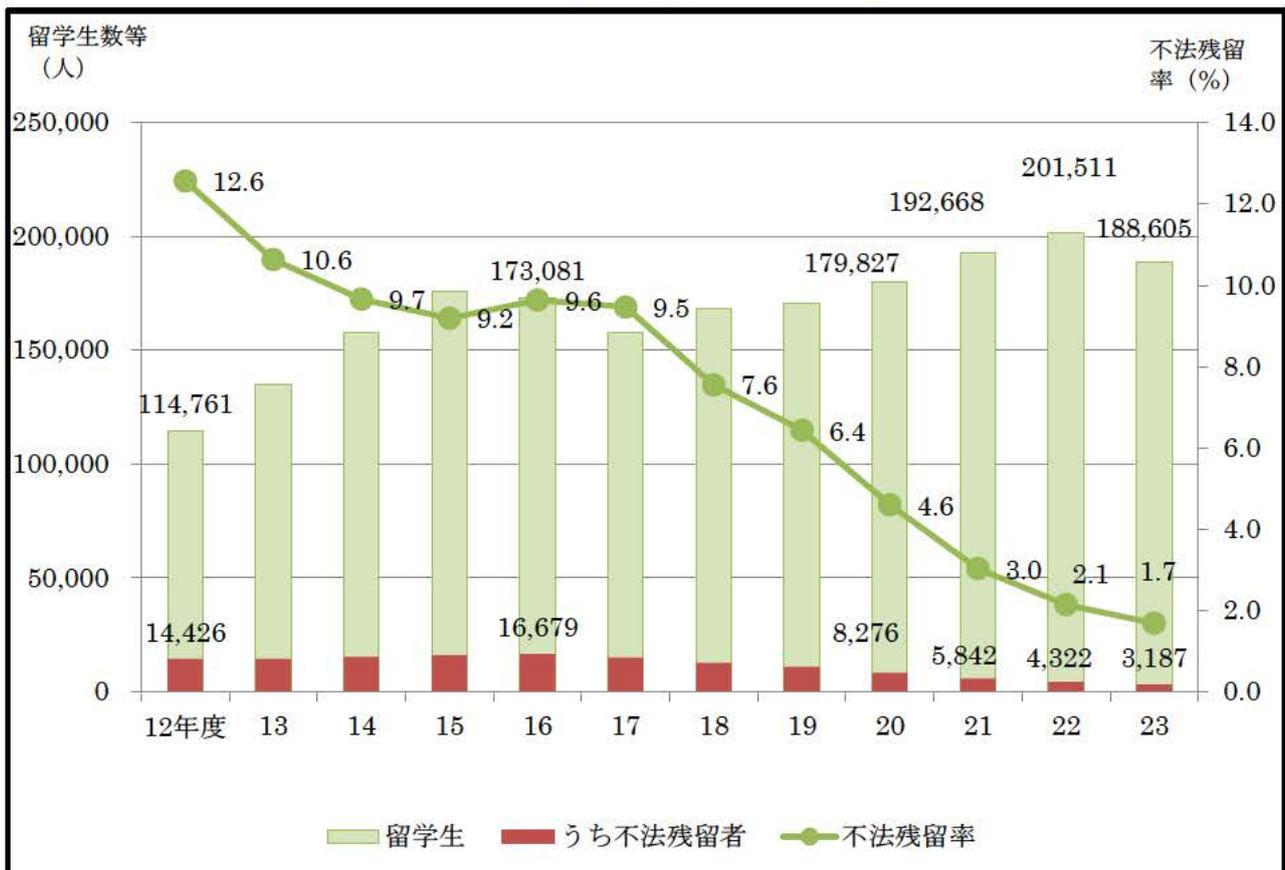
3 日本人の配偶者等は、不法残留者となった時点での在留資格が「日本人の配偶者等」であった者。

図表3-(1)-⑮ 在留資格別不法残留者割合（平成24年1月1日現在）



- (注) 1 法務省の資料に基づき、本省が作成した。
 2 短期滞在は、不法残留者となった時点での在留資格が「短期滞在」であった者。
 3 日本人の配偶者等は、不法残留者となった時点での在留資格が「日本人の配偶者等」であった者。

図表3-(1)-⑯ 留学生数、うち不法残留者数、留学生の不法残留率の推移



- (注) 1 法務省の資料に基づき、本省が作成した。
 2 留学生数は各年末現在の数値（平成23年度の場合、23年12月末日）
 3 不法残留者数は各年度の1月1日現在の数値（23年度の場合、24年1月1日）
 4 平成22年度までの留学生は、在留資格「留学」と「就学」の合算数である。

図表 3 - (1) - ⑰ 私費外国人留学生給付制度の概要

給付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者として決定した年度の4月分から翌年の3月分までの間の12か月を超えない期間 ・受給者として決定した年度の10月分から翌年の3月分までの間の6か月を超えない期間 	
大学院レベル	月額6万5,000円 ・我が国の大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生、又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍する私費外国人留学生	<条件> ①前年度の成績評価係数が、大学院レベル2.30以上、学部レベル2.00以上であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者 ②仕送りが平均月額9万円以下であること ③他から受けている奨学金等の受給月額の合計が、学習奨励費の給付月額未満であること ④在日している扶養者の年収が500万円未満であること ⑤学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力できる者であること
学部レベル	月額4万8,000円 ・我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第4年次以上（専攻科含む）又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍する私費外国人留学生 ・我が国の大学又は短期大学が設置する専攻科、留学生別科に正規に在籍する私費外国人留学生 ・我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育機関に正規に在籍する私費外国人留学生	

(注) 日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑱ 私費外国人留学生学習奨励費予算額・決算額（平成21年度から24年度）

(単位：百万円)

年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	15,781	7,937	7,212	6,723
決算額	15,746	7,907	7,180	

(注) 日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (1) - ⑲ 私費外国人留学生学習奨励費採用人数・教育機関別数(平成21年度から24年度)

(単位：人、校)

年度	平成21年度				22年度				23年度				24年度			
	大	短	専	日	大	短	専	日	大	短	専	日	大	短	専	日
採用機関数	537	83	359	224	543	77	367	227	533	71	367	225	536	68	366	221
採用人数	27,974				12,831				13,421							

(注) 1 日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 表中の「大」は大学、「短」は短期大学、「専」は専修学校、「日」は日本語教育機関を表す。

図表 3 - (1) - ⑳ 私立大学等経常費補助金（特別補助）制度の概要

<p>概要</p>	<p>私立大学等経常費補助金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 私立大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の教育研究条件の維持向上のため、 ② 学生の修学上の経済的負担の軽減等に資するため、 ③ 私立大学等の経営の健全性向上に資するため、 <p>日本私立学校振興・共済事業団が国から補助金の交付を受け、これを財源として全額、学校法人に対して私立大学等の経常的経費について補助するものであり、補助金の配分方法は「一般補助」・「特別補助」とある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般補助」は、各私立大学等における教職員数及び学生数を基に、学生定員の充足状況、学生納付金収入に対する教育研究経費支出等の割合等に応じ、増減を行った上で交付。 ・「特別補助」は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興を図るために交付。 <ul style="list-style-type: none"> i) 成長分野で雇用に結びつく人材の育成 ii) 社会人の組織的な受入れへの支援 iii) 大学等の国際交流の基盤整備への支援 iv) 大学院等の機能の高度化への支援 v) 未来経営戦略推進経費 vi) 授業料減免及び経済的支援体制の充実 vii) 東日本大震災に係る支援 <p>※ 平成 23 年度時点の内容。</p>
<p>対象</p>	<p>Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援</p> <p>グローバル化に対応した教育研究環境を整備するため、学生や教員の海外からの受入れ、海外への派遣、大学の国際化に向けた取組を組織的に行っている大学等が対象</p> <p>(1) 海外からの学生の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①及び②に該当する大学等 ① 当該年度 9 月 30 日現在において、次のアからオのいずれかの取組を行っている大学等。 <ul style="list-style-type: none"> ア 留学生の受入れ体制の整備、イ 留学生の修学支援、ウ 留学生の就職支援、エ 留学生向けの入学制度の整備、オ 教育課程の編成 ② 次のアに定める外国人留学生若しくはイに定める招致学生を受け入れている大学等。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該年度 5 月 1 日現在で、出入国管理及び難民認定法別表一の四に定める「留学」の在留資格を得ている者、又は過去 6 か月の間に「留学」の在留資格を取得していた者で、当該年度 5 月 1 日現在で「留学」の在留資格又は資格取得（更新等）の手続きを行っている者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度 5 月 1 日現在において、大学等の正規の課程（学部等及び研究科）又は外

国人留学生を対象とした「留学生別科」に在籍する者。ただし、次の a 又は b に該当する者は除く。

- a) 当該年度 5 月 1 日現在で、休学中の者の休学期間が、継続して 1 年以上となることが明らかな者
- b) 当該年度 5 月 1 日現在で、履修登録していない者の未登録期間が、継続して 1 年以上となることが明らかな者

イ 外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に協定校から受け入れた招致学生

- (2) 海外からの教員の招へい（省略）
- (3) 学生の海外派遣（省略）
- (4) 教員の海外派遣（省略）
- (5) 大学等のグローバル化に向けた取組

1 大学等のグローバル化に向けた取組

大学等の教育研究環境の国際化のため、当該年度 9 月 30 日現在で表 10 に掲げるいずれかの取組を実施している大学等。

表 10（抜粋）

区分	
1	留学生の受入れ体制の整備
2	留学生の修学支援
3	留学生の就職支援
4	入学制度の整備
5	教育課程の編成
6	留学プログラムの実施
7	帰国留学生のフォローアップ

2 留学生に対する授業料減免

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、経済的に修学困難な次の①及び②に該当する外国人留学生を対象とした授業料（入学金は除く。）減免事業等を、選考方法、選考基準等が明記された規定等に基づき実施している大学等。

※ 上記（1）の②アと同様の資格をもつ留学生

算定方法	<p>(1) 海外からの学生の受入れ 当該大学等の受入れ学生数に学生1人当たり3万円を乗じて得た額を増額する。ただし、対象となる人数は1,000人を限度とする。</p> <p>(2) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) 1・大学等のグローバル化に向けた取組 表10に掲げる各区分の取組の当該年度9月30日現在における実施件数に1件当たり30万円を乗じて得た額を増額する。</p> <p>2・留学生に対する授業料減免 授業料減免などの対象者数に表11に掲げる単価を乗じた額に、当該大学等の授業料減免等の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額を増額する。ただし、3,000万円を限度とする。</p>							
	<p>表 11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>10 万円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	大学	15 万円	短期大学	10 万円	高等専門学校
区分	単価							
大学	15 万円							
短期大学	10 万円							
高等専門学校	5 万円							

(注) 日本私立学校振興・共済事業団の資料に基づき、当省が作成した。

図表3-(1)-㉑ 私立大学等経常費補助金特別補助「大学等の国際交流の基盤整備への支援」における留学生に対する授業料減免関係の予算・交付額・交付大学等数

(単位：百万円、人、校)

年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度
予算額	104,814 の内数	34,884 の内数	33,659 の内数
交付額	1,239	1,344	
交付大学等数	397	269	

(注) 日本私立学校振興・共済事業団の資料に基づき、当省が作成した。

調査結果・勧告等	説明図表番号
<p>(2) 専修学校等における留学生の管理の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(専修学校等の所管)</p> <p>専修学校等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 130 条の規定により、国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならないこととされている。各種学校は、学校教育法第 134 条の規定により、市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校の設置にあつては、それぞれ都道府県の教育委員会又は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされている。また、私立の専修学校等は私立学校法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）第 4 条第 2 号及び第 4 号の規定により、都道府県知事の所轄（市町村が設置する専修学校等の場合は、都道府県の教育委員会が所轄）となっている。</p> <p>なお、学校教育法その他の法令において、留学生数の把握を含め留学生の在籍管理に関して、都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）の責任等について規定しているものはない。</p> <p>(専修学校等の留学生に関する地方入国管理局の取組)</p> <p>地方入国管理局では、留学生の態様に係る情報を得るため、「入国・在留審査要領」に基づき、専修学校等に対し、年 2 回（4 月末と 10 月末現在の在籍者）の「留学生名簿」及び月 1 回の「退学者等名簿」（退学・除籍・所在不明者・不入学について発生した翌月の 10 日までに提出するもの。以下「定期報告」という。）について任意で提出を求め、その情報を基に留学生の受入れ状況や退学等により「留学」に係る活動を行っていない者を把握（注）していた。</p> <p>平成 24 年 7 月の入管法等改正法の施行以降は、入管法第 19 条の 17 の規定及び入管法施行規則第 19 条の 16 の規定に基づき、年 2 回（5 月 1 日及び 11 月 1 日現在の在籍者）の「受入れ状況に関する届出」及び受入れの開始又は終了が発生した都度「受入れに関する届出」（発生から 14 日以内）の提出に努めるように変更された（努力義務化）（以下これらの届出をまとめて「在籍届出」という。）。</p> <p>また、「留学生及び就学生の入国・在留審査について」（平成 11 年 12 月 28 日付け管在第 4919 号入国管理局長通知）及び「入国・在留審査要領」に基づき、不法残留率（前年の留学生在籍者に占める不法残留者数の割合）が 5 % を超える学校、定期報告を適正に行わなかった学校等については、専修学校等における適正な留学生管理を促すため、非適正校として選定し、入国・在留手続時の申請書類の簡素化は行わず、在留期間を短縮する</p>	<p>図表 3 - (2) - ①</p> <p>図表 3 - (2) - ②</p> <p>図表 3 - (2) - ③</p> <p>図表 3 - (2) - ④</p> <p>図表 3 - (2) - ⑤</p> <p>図表 3 - (2) - ⑥</p> <p>図表 3 - (2) - ⑦</p> <p>図表 3 - (2) - ⑧</p>

等の措置を講ずることとされている。

(注) 退学・除籍・卒業となった者あるいは所在不明者となった者の報告が元の教育機関からなされ、転校先からの届けや在留資格の変更届けがなされず、かつ、出国が確認されなければ、在留期限満了日前でも先の退学等の日から3月経った段階で在留資格の取消しの対象となる場合がある。このように教育機関からの定期報告は、在留資格の取消しの端緒としても活用されている。

(専修学校等の留学生に関する文部科学省の取組)

文部科学省では、専修学校等を所管する都道府県等に対し、専修学校等において留学生の適切な受入れ、在籍管理等がなされるよう、平成22年7月の入管法等改正法の施行に伴う手続変更による提出書類の周知や留学生の募集・在籍管理の方法等について、累次の課長通知等により要請している。

特に、「専修学校における留学生管理等の徹底について」(平成22年9月14日付け22生生推第51号生涯学習政策局生涯学習推進課長通知。以下「留学生管理要請通知」という。)においては、専修学校等における留学生の選抜や在留管理に関して、参考例として、入学許可に際しての書類審査、面接、筆記試験等、日本語能力の判定、入学時オリエンテーション、母国語によるオリエンテーション等の具体的取組について示している。

図表3-(2)-⑨

(専修学校における留学生の受入れ基準)

文部科学省は、専修学校における留学生の受入れ数について、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて(通知)」(平成22年6月29日付け文学留第168号学術国際局長、生涯学習局長、初等中等局長通知)により、専修学校が設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員」という。)の2分の1までにとどめるものとし、都道府県等に対し、そのことを専修学校に周知するよう要請してきた。

しかし、高度人材受入れの拡大等に対する要請の高まりや当時の教育機関の受入れ実態等を考慮し、平成23年度以降に入学予定の留学生については、「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」(平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知。以下「留学生受入れ基準通知」という。)により、都道府県等に対し、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあっては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲で、総入学定員2分の1を超えて、受け入れることを可能とする旨を通知している。

図表3-(2)-⑩

また、留学生管理要請通知においては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究」の協力者会議(注)による留学生受入れ数に関する取扱いの方法例が紹介されている。これによると、総入学定員数の2分の1を

図表3-(2)-⑪

超えて受け入れることとした専修学校は、所轄の都道府県等に対し、①事前届出（留学生の受入れ状況、留学生の受入れ予定数、在籍管理の実績、留学生の受入れのための組織体制、その他必要な事項）及び②定期の報告（留学生の受入れ状況、当該年度内及び次年度における留学生の受入れ予定数、在籍管理の実績、留学生の受入れのための組織体制、その他必要な事項）を行うこととされている。

（注）文部科学省では、平成 24 年 11 月 11 日に専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に対応した教育内容の充実を始めとする今後の専修学校教育の振興方策等について、調査研究を実施し、施策立案等に資することを目的として、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」を立ち上げた。

協力者会議は、専修学校教育の振興策のうち、具体的な検討課題として、①教育内容・方法の改善・充実について、②多様な学習ニーズへの対応について、③各種制度等における専修学校の取扱いについて、④その他（専修学校に対する理解促進など）等を掲げ、各課題の内容の整理、具体的な振興方策の方針や取組について、平成 23 年 2 月 28 日までの間に全 15 回の会議を開催し、議論や方策の整理を行った。

さらに、留学生管理要請通知では、

- ① 地方入国管理局により留学生の在籍管理能力の判定において、非適正校の選定を受け、翌年の留学生受入れに関し、入国・在留手続を簡素化しないこととされた年が、受入れ予定年度の前年から過去 4 年間に 2 回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でない専修学校、
 - ② 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でない専修学校
- については、従来どおり、留学生数を総入学定員の 2 分の 1 までにとどめるべきとした提言に沿った取組を促している。

【調査結果】

今回、専修学校等の留学生の在籍管理に対する関係機関（地方入国管理局、専修学校、文部科学省、都道府県）における取組状況について調査したところ、以下のとおり、地方入国管理局において留学生が在籍する専修学校等の実態把握が必ずしも十分に行われていないことや都道府県等の役割が明確になっていないことから、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化に向けた取組が十分に効果を上げていない状況がみられた。

ア 法務省による専修学校等に対する適切な在籍管理を促す取組

(7) 専修学校等及び留学生の実態把握

地方入国管理局は、在留資格認定証明書交付申請やその他在留に係る申請の審査の際に、留学生を受け入れる教育機関の名称や所在地等を把握しているほか、平成 24 年 7 月の入管法等改正法の施行後は、留学生本人による所属機関の届出（入管法第 19 条の 16）及び

所属機関による届出（入管法第 19 条の 17）により留学生を受け入れている教育機関の名称や所在地等を把握している。また、それらの情報は、F E I S に入力・蓄積され、それぞれの留学生がどの専修学校等に受け入れられているのかといった情報について適時に抽出できるものとなっている。

しかし、F E I S においては、蓄積した情報等を基に、専修学校等の機関を基準とした形での情報抽出が十分にできないため、各地方入国管理局管内において留学生が在籍する専修学校等の数などが網羅的に把握できていなかった。

(イ) 定期報告による専修学校等及び留学生の実態把握

今回調査した 9 地方入国管理局による定期報告制度の運用状況についてみると、定期報告の対象となる専修学校等を網羅的に把握できていないため、次のとおり、把握できていなかった専修学校等に対して、定期報告の依頼を行っていないものがあった。

【事例 1】 地方入国管理局が把握している留学生を受け入れている専修学校数と都道府県が把握しているデータに齟齬がある事例

地方入国管理局名	内 容
神戸入国管理局	<p>平成 23 年 6 月末時点で神戸入国管理局及び兵庫県（注）がそれぞれ把握している留学生を受け入れている専修学校等について確認した結果、兵庫県が把握している 16 校中 2 校について、同局は留学生の受入れ校として把握していなかった。</p> <p>このため、同局では、この未把握の 2 校に対して定期報告を求めておらず、毎年 6 月に行う専修学校等に対する適正校・非適正校の選定も行っていなかった。</p> <p>これについて同局は、「留学生受入れ校については、教育機関からの入学予定の留学生に係る在留資格認定証明書の交付申請等を通じて把握に努めている。しかし、F E I S では、管内で留学生を受け入れている専修学校等の検索・抽出等はできず、例えば日本国内の日本語教育機関に在籍している留学生が別の教育機関に進学した場合、その進学先教育機関から入国管理局に報告等がなければ、留学生から次回の在留期間更新許可申請等があるまで進学先教育機関を把握できないことから、留学生受入れ校の把握漏れが生じることが有り得る。」としている。</p> <p>（注） 兵庫県は、学校の運営状況や補助金の使用状況等を中心とした約 2、3 年に 1 回ずつの専修学校等の調査と、J A S S O の「外国人留学生在籍状況調査」を通じて、留学生が在籍している専修学校名及び留学生数について把握している。</p>
高松入国管	平成 22 年及び 23 年における高松入国管理局及び香川県（注）がそれぞれ把握している留学生を受け入れている専

<p>理局</p>	<p>修学校等について確認した結果、兩年とも、香川県が把握している9校のうち1校について、同局は留学生の受入れ校として把握していなかった。</p> <p>このため、同局では、この未把握の1校に対して定期報告を求めておらず、毎年5月に行う専修学校等に対する適正校・非適正校の選別も行っていなかった。</p> <p>これについて、同局は、「入国・在留審査時における申請書類により、留学生の在籍校を把握することとしているが、留学生の在籍校に係る情報を別途リスト化していない。留学生を受け入れている専修学校等の名称等は、担当者の記憶によるところが大きく、留学生が少数である場合は、留学生が多い専修学校等と比べて、担当者が申請書類を目にする回数も相対的に少なくなり、把握漏れとなる場合がある。」としている。</p> <p>(注) 香川県は、毎年JASSOが実施する「外国人留学生在籍状況調査」により、県内の専修学校等に対して、5月1日時点の生徒数、生徒の年齢、学歴等とともに、留学生が在籍している専修学校等名及び留学生数について調査を行っている。</p>
-----------	--

(注) 当省の調査結果による。

【事例2】 地方入国管理局による定期報告の提出依頼が適切に行われていない事例

地方入国管理局名	内 容
<p>大阪入国管理局</p>	<p>大阪入国管理局では、日本語教育機関については、告示校のみが受入れ可能となっているため、留学生を受け入れる機関を漏れなく把握しているが、その他の専門学校については、継続して留学生を受け入れている学校以外はリスト化していないため、定期報告の提出依頼をしておらず、このため未報告の学校が発生している可能性があるとしている。</p>
<p>広島入国管理局</p>	<p>全国専修学校各種学校総連合会のホームページ記載の「留学生受入れ校一覧」(平成23年5月現在、留学生を受け入れている、又は受け入れたいとしている学校の一覧)に掲載されている中国5県の42校と、広島入国管理局の管内で、平成22年から24年までに受け入れを行い、定期報告の対象となった54校を突き合わせ、同局の報告対象となっていなかった25校に対して、留学生の受け入れ実績について確認した結果、留学生が在籍していたが報告書を提出していなかったという学校が、25校中、定期報告の基準日である平成22年4月末に9校、同年10月末に14校、23年4月末に6校、同年10月末に4校みられた。</p> <p>この原因は、同局では近年、日本語教育機関を除き、留学生名簿、退学者等名簿、在留資格認定証明書交付申請書等が提出された教育機関のみに定期報告の提出依頼をしているためである。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、これらの事例にあるとおり、専修学校等の留学生に関する情報については、文部科学省、JASSO、都道府県等の地方入国管理局以外の機関においても調査等が行われているが、これらの情報について地方入国管理局では活用されていなかった。

(ウ) 適正校・非適正校の選定

地方入国管理局では、専修学校等に対する適正校・非適正校の選定の枠組みを導入し、専修学校等における留学生の適正な在籍管理を促している。

しかし、この枠組みは、専修学校等における自主的な取組を促すにとどまるものであるため、例えば、東京入国管理局管内で見ると、非適正校は、平成21年24校、22年13校、23年13校で、このうち3年連続で非適正校に選定されたものが6校（うち3年連続で不法残留率が10%を超えるものが2校）と多く、在籍管理を適切に行っていない専修学校等が固定化される傾向にあり、現在の取組の効果が十分に上がっているとはいえない状況となっていた。

図表3-(2)-⑫

イ 文部科学省による専修学校等に対する適切な在籍管理を促す取組

文部科学省では、専修学校等及び国費外国人留学生に関する制度の所管省として在籍管理に関する留意点等は都道府県に提示している。しかし、専修学校等の直接的な所管は都道府県であり、専修学校等に在籍する留学生の管理も都道府県の指導等の下で専修学校等において適正に行われるものであるとして、専修学校等における留学生の在籍管理に関する実態について把握していなかった。

また、文部科学省では、都道府県ごとに、専修学校等に在籍する留学生の管理等に関する取組や認識が区々になっていることは把握しているが、法令等の整備を新たに行わなくとも、都道府県には、現行制度の下で、留学生の在籍管理が適切に行われていない専修学校等に対して厳格な指導監督を行える権限があるとしている。

ウ 都道府県による専修学校等に対する適切な在籍管理を促す取組

調査した11都道府県では、私立学校法(昭和24年12月15日法律第270号)第4条の2号及び4号の規定では、私立専修学校及び私立各種学校の所轄庁は都道府県知事とするとされているが、そこに在籍する留学生の管理等に関する責任について、専修学校等自体も一学生という範囲を超えてどこまで責任を負うものなのか、また、それに対して都道府県がどこまで指導監督できるのかが法令上も含め明確になっていないため、設置許可の取消等の措置は事実上困難であり、都道府県が専修学

校等の留学生の在籍管理に関し、指導等を行うにも限界があるとしている。このため、次のとおり、留学生を受け入れている専修学校等への対応が11都道府県によって区々になっていた。

○ 専修学校等に在籍する留学生に関する実態把握の状況をみると、管内の留学生を受け入れている学校数及び留学生数については、いずれもJASSOから毎年度依頼されている「外国人留学生在籍状況調査」の取りまとめを通じて把握していた。しかし、留学生の在籍管理に関する実態については、独自に調査やヒアリングを行っているものが3都道府県みられるものの、残りの8都道府県では、専修学校等の実態把握を行う根拠も権限もないため行っていなかった。

専修学校等の留学生受入れ基準通知に係る取扱状況をみると、総入学定員2分の1を超えて留学生を受け入れる際の事前事後の届出を専修学校等から求めていたものが9都道府県あったが、残りの2都道府県では、それらの届出を求めていなかった。

当該2都道府県のうち1都道府県においては、地方入国管理局から平成23年の選定において、非適正校とされた専修学校が総入学定員2分の1を超えて留学生を受け入れているもの（1事例）があり、留学生受入れ基準通知に沿った取組が行われていない状況がみられた。

【所見】

したがって、法務省及び文部科学省は、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 法務省は、管内の留学生を受け入れている専修学校等を的確に把握するため、地方入国管理局において、他の機関が保有する情報の活用やF E I Sの機能見直し等により教育機関のリスト作成を可能とする措置を講じ、地方入国管理局において、リストを適時に作成し、当該リストを基に、在籍届出が未報告の専修学校等に対する督促等を厳格に行い、その徹底を図ること。

なお、大学等に関してもこれに準じた措置を講ずること。

② 文部科学省は、法務省と連携して、専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について明確にすること。

③ 法務省は、上記②を踏まえ、都道府県に対して、行政目的に照らして法令で認められる範囲で、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果を提供すること。

図表3-(2)-⑬

図表3-(2)-① 学校教育法第130条、第134条(昭和22年3月31日法律第26号)〈抜粋〉

第130条(専修学校)

国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があったときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- 3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があった場合について準用する。
- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

第134条(各種学校)

第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

- 2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは、「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

図表 3 - (2) - ② 私立学校法第 4 条 2 号及び 4 号（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）〈抜粋〉

第 4 条（所轄庁）

この法律中「所轄庁」とあるのは、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第 2 号及び第 4 号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 1 私立大学及び私立高等専門学校
- 2 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 3 第 1 号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 4 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人
- 5 第 1 号に掲げる私立学校と第 2 号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校と併せて設置する学校法人

図表 3 - (2) - ③ 入国在留審査要領（第 3 分冊第 12 編第 21 節留学）〈抜粋〉

第 7 在籍管理状況等の把握

(1) 留学生の実態把握

① 大学

月 1 回、退学者、除籍者又は所在不明者について退学者等名簿（別記第 1 号様式）により報告を求める。

② 専修学校・準備教育機関・各種学校・設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関

年 2 回、4 月末と 10 月末現在の在籍者について、それぞれ 5 月末、11 月末までに留学生名簿（別記第 3 号様式）により報告を求め、また、月 1 回、不入学、退学者、除籍者及び所在不明者について退学者等名簿（別記第 1 号様式）により報告を求める。

③ 高等学校・特別支援学校

退学者、除籍者又は所在不明者について学校から報告があった場合や資格外活動違反等の資料を学校別にとりまとめる。

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ④ 中長期在留者の受入れに関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）

手続根拠	出入国管理及び難民認定法第 19 条の 17
手続対象者	留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れを開始又は終了した機関
届出期間	中長期在留者の受入れを開始又は終了した日から 14 日以内
届出者	所属機関の職員
必要書類等	届出書、身分証
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書記載事項 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留カード番号 ・留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れを開始した場合 中長期在留者の受入れを開始した年月日 ・留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れを終了した場合 (1) 中長期在留者の受入れを終了した年月日 (2) 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑤ 中長期在留者の受入れ状況に関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）

手続根拠	出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 16
手続対象者	留学の在留資格を有する中長期在留者を受入れている機関
届出期間	毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日から 14 日以内
届出者	所属機関の職員
必要書類等	届出書、身分証
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書記載事項 5 月 1 日及び 11 月 1 日時点で受け入れている中長期在留者の締氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留カード番号

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑥ 入国在留審査要領（第 1 分冊第 5 編第 3 節留学関係）〈抜粋〉

第 2 教育機関の選定結果・停止報告書

(1) 教育機関の選定

専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）、各種学校及び日本語教育機関について、教育機関から報告のあった退学者等名簿を基に、前年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に不法残留した者の数を確定し、前年在籍者数（1 月末現在）に占める不法残留者割合（不法残留率）を算出する。その結果、次の基準を満たさない教育機関は在籍管理が適切に行われているとは認められないものとして取り扱う。

- ① 不法残留者が 5 % 以下であること。ただし、在籍者数が 20 人以下である場合は不法残留者数が 1 人を超えないこと。
- ② 定期報告が適切に行われていること。
- ③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

(2) 選定結果の本省報告

地方局等の長は、次について報告する。

- ① 各地方局等ごとに毎年 5 月に選定を行い、「教育機関の選定結果報告」により、6 月末までに報告する。
- ② 選定時期以外においても、①により選定された教育機関が上記（1）①から③の内容を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する留学生について、それぞれ 1 年又は 6 月に一度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、別記第 15 号様式「教育機関の選定停止報告書」により、報告する。

(3) 大学における不法残留者数の把握

上記（1）で規定する専修学校等教育機関の選定作業と同時に、大学については、大学から報告のあった退学者等名簿を基に、前年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に不法残留した者の数を確定させ、上記（2）の専修学校等教育機関の選定報告と同時に、当該不法残留者数を本省に報告する（別記第 14 号様式の 3（表 3））。また、在籍管理状況から所属する留学生について、1 年に一度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、別記第 15 号の 2 様式により、その旨報告する。

(注) 法務省の資料に基づき、本省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑦ 入国在留審査要領（平成 24 年 7 月改編）＜抜粋＞

イ 専修学校・準備教育機関・各種学校・設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関

上記（2）イの調査を基に、前年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に不法残留した者の数を確定し、前年在籍者数（1 月末現在）に占める不法残留者割合（不法残留率）を算出する。

その結果、次の基準により教育期間を在籍管理能力に応じて、選定することとする。なお、選定結果については 6 月末までに本省に報告する。

おって、選定期間以外において次の基準を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する留学生について 1 年又は 6 月に 1 度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、教育機関の選定停止を本省に報告する。

（ア）不法残留率が 5 % 以内であること。ただし、在籍者数が 19 人以下である場合は不法残留者が 1 人を超えないこと。

（イ）入管法第 19 条の 17 による届出等により、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

（注）届出が適正に行われなため、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認できないときは、届出を督促し、届出の履行を求める。

（ウ）上記（ア）又は（イ）のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

（注）選定結果の適用時期については、在留資格認定証明書交付申請においては選定翌年 4 月以降に入学を予定する学生に係る審査から開始し、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、選定翌年 1 月以降の申請に係る審査から開始する。

選定区分 \ 在籍者数	19 人以下	20 人以上
	適正校（3 % 以下）	0 人
適正校（3 % 超）	1 人以下	3 % 超から 5 % 以下
非適正校・新規校	2 人以上	5 % 超
問題校	5 人以上	20 % 超

（注） 1 法務省の資料に基づき、本省が作成した。

2 下線は、本省が付した。

図表 3 - (2) - ⑧ 適正校及び非適正校の選定の概要

制度	備考																
<p>○ 留学生の入国・在留許可申請時の提出書類 留学生の入国・在留許可申請時の提出書類 については、出入国管理及び難民認定法施行 規則において、次の通り規定。(第6条及び 別表第3)</p> <p>(1) 申請書1通 (2) 写真1葉 (3) 入学許可書の写し (4) 勉学の能力・意思を有することを示す 書類 (日本語能力に関する資料、高等教育機 関の卒業証明書等) (5) 経費支弁能力に関する書類 (預金残高証明書等) (6) 経歴を証明する資料 (最終学歴証明書、戸籍証明書)</p> <p>・不法残留者が多く発生している国からの留 学生については、慎重審査を行うことされ ている。</p>	<p>(平成24年7月9日以前「入国・在留審査要領」第 1分冊第5編)</p> <table border="1" data-bbox="770 389 1449 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>適正校</th> <th>非適正校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選定要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 3%未満 かつ <u>定期報告</u> を励行 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 3%以上 5%未満 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 5%以上 又は <u>定期報告の提出率</u> が 70%未満 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メリット等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の簡素化 </td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の簡素化なし(メリットなし) </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 在留期間は最長2年3か月 </td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 在留期間は最長1年3か月 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成24年7月9日以降)</p> <p>入管法等改正法の平成24年7月9日の施行に伴い、「入国・在留審査要領」が改編され、以前は非適正校の選定基準として、①<u>定期報告</u>、②不法残留者率、③その他の在籍管理上の問題の3つがあったが、現在は、①<u>届出等により、留學生の在留状況が確認でき、問題がないこと</u>、②不法残留率、③その他の在籍管理上の問題とされた。</p>				適正校	非適正校	選定要件	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 3%未満 かつ <u>定期報告</u> を励行 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 3%以上 5%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 5%以上 又は <u>定期報告の提出率</u> が 70%未満 	メリット等	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の簡素化なし(メリットなし) 		<ul style="list-style-type: none"> 在留期間は最長2年3か月 	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間は最長1年3か月 	
	適正校	非適正校															
選定要件	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 3%未満 かつ <u>定期報告</u> を励行 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 3%以上 5%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の留學生の <u>不法在留率</u> が 5%以上 又は <u>定期報告の提出率</u> が 70%未満 														
メリット等	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の簡素化なし(メリットなし) 															
	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間は最長2年3か月 	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間は最長1年3か月 															

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (2) - ⑨ 「専修学校等における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生生推第 51 号）〈抜粋〉

1 留学生管理等に関する具体的留意事項

専修学校における留学生管理等については、平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号生涯学習政策局長通知記 2 に掲げる留意事項の徹底を図るものとするが、具体的には、留学生を受け入れる専修学校において、以下の事項に関し、特に留意するものとする。

(1) 入学者の募集・選抜について

1 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

2 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における 6 か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）において 1 年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科（日本語に関する学科を除く。）の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験（N1 若しくは N2 レベル）又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験（試験科目「日本語」）などを活用することが望ましいこと。

ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

(2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

1 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

ア 留学期間中の勉学に関すること

イ 日本における生活環境、日本の文化等に関すること

ウ 出入国管理に係る手続に関すること（例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど）

エ 法令の遵守に関すること

オ その他の注意事項

2 母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

(3) 留学期間中の在籍管理等について

1 在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く。）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

2 生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

イ 資格外活動（アルバイト）について留学生による資格外活動（アルバイト）については労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

(ア) 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

(イ) アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行すること。

(ウ) 資格外活動許可の有無、労働の内容、就業場所、就業期間・時間等に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

ウ その他

留学生に対して、外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

3 日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

(4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること。帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また、国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対しては、その手続等について周知し、指導すること。

2 留学生の受入数に関する取扱い

平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2(2)に規定する留学生の受入数の取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究（平成21年11月11日付け生涯学習政策局長決定）」の協力者会議においても検討が行われ、以下のような取扱いの方法例が提言されているので、これらを参考としつつ、適切に取り扱うものとする

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑩ 「専修学校及び各種学校における留学生の受け入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）〈抜粋〉

2 専修学校における留学生管理等に関する留意事項

(1) 適切な受入れについて

各専修学校においては、生徒数の確保の観点からのみ安易に留学生を受け入れることに慎むこと。入学者選抜に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、入学志願者等の目的意識、学習意欲、学力等を適切に判定すること。また、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することを確認すること。

(2) 受入数について

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保する観点から、専修学校の設置目的、入学定員、教職員組織、施設設備等を考慮した適切なものとすること。

このため、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続きをとる留学生に係る入学許可者数については、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受け入れについて（通知）」（平成 2 年 6 月 29 日付け 文学留第 168 号）記 4 (3) の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の 2 分の 1 までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、平成 23 年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の 2 分の 1 をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこと。

(3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。

このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

3 各種学校における留学生管理等に関する留意事項

各種学校における留学生の受け入れについても、上記 2(1) 及び(3) に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑪ 留学生の受入数の取扱いの方法例の提言（専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議）

留学生の受入数に関する取扱いの方法例

(1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

(2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について、地方入国管理局等による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

(3) 総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れ

① 事前申出

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校に対し、事前に次の事項を申し出るよう求め、その申出の内容の確認を行うものとする。

ア 留学生の受入状況

イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）

ウ 在籍管理の実績

エ 留学生受入れのための組織体制

オ その他必要な事項

② 定期報告

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校に対し、次の事項を定期的に報告するよう求めるものとする。

ア 留学生の受入状況

イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数

ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）

エ 留学生受入れのための組織体制

オ その他必要な事項

③ 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)②の定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2)及び(3)の取扱いは、平成23年度入学予定の留学生の受入れから、適用するものとする。

② 経過措置

(2)アにかかわらず、総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れを平成23年度又は平成24年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けていないこと。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑫ 東京入国管理局管内における適正校・非適正校の選定結果（平成 21 年度から 23 年度）

3年連続して非適正校の選定を受けた専修学校等

	校名	平成 21 年	22 年	23 年
1	A 専門学校	× (24.2%)	× (14.4%)	× (15.5%)
2	B 専門学校	× (17.3%)	× (10.6%)	× (17.7%)
3	C 専門学校	× (5.2%)	× (8.3%)	× (7.1%)
4	D 専門学校	× (10.7%)	× (3.1%)	× (14.3%)
5	E 専門学校	× (5.7%)	× (14.9%)	× (10.5%)
6	F 専門学校	× (7.9%)	× (12.1%)	× (12.0%)

2年連続して非適正校の選定を受けた専修学校等

	校名	平成 21 年	22 年	23 年
1	A 専門学校	× (14.3%)	× (7.4%)	なし
2	B 専門学校	× (50.0%)	× (5.4%)	○ (3.4%)

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 ×は「非適正校」を意味し、○は「適正校」を意味する。
 3 () 内の数字は、当該校の各年における不法残留率を意味する。

図表 3 - (2) - ⑬ 総入学定員 2 分の 1 を超える際の届出の指導を行っていない都道府県の例

事例	内容
事例 1	<p>A 県学事課では、文部科学省通知（留学生管理要請通知及び留学生受け入れ基準通知等）を受けて、県下の専修学校等に事務連絡とし、通知を発出している。しかし、同課は、通知に例示されている、総入学定員 2 分の 1 を超えて留学生を入学させようとする専修学校に対し、都道府県が留学生の受け入れ状況等について事前申出や定期報告を求める等の取扱いは行っていない。</p> <p>この理由について学事課は、「当課では私立専修学校の認可等を行っているが、留学生の在籍管理に係る取組（指導、実態把握等）は所管業務ではない。そのため文部科学省通知等に関して、同通知等の周知は行ったものの、通知で示された「留学生受け入れ数に関する取扱いの方法例」（事前事後の届出を求める等）等の留学生の在籍管理については特段の取組は行っていない。」としている。</p>
事例 2	<p>B 県では、留学生の在籍管理等に係る専修学校等に対する指導等は実施しておらず、また、専修学校等から留学生の在籍管理等に係る報告等を求めていることもあり、専修学校等の留学生の不法残留率の動向等の実態について把握していない。</p> <p>総入学定員 2 分の 1 をこえる専修学校等から事前の届出及び定期報告（年 2 回）の提出を求めていることについて、B 県では、特に私立学校の場合、学校の運営は各学校法人及び専修学校等に任されており、外国人留学生の受け入れ数など 在籍管理等についても、各専修学校等において適切に行われることが前提であるとの理解の下、総入学定員の 2 分の 1 を超える学校から定期報告等の提出を求める等の指導を行ってこなかったとしている。</p> <p>（入国管理局に対する調査の結果、平成 23 年の選定において、総入学定員 2 分の 1 を超えて留学生を受け入れている 1 校が「非適正校」として選定されており、専修学校等における在籍管理等が必ずしも適正に行われていない状況が見られる。）</p>

(注) 当省の調査結果による。

勧告	説明図表番号
<p>(3) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(教育機関に対する留学生の卒業後等の対応要請)</p> <p>文部科学省は、留学生受入れ基準通知において、都道府県等に対し、専修学校等においては、①退学・除籍者に対して、できる限り帰国を勧めるよう努めること、②その後の帰国状況等を十分把握すること、③卒業時には、その後の進路を把握すること、④帰国者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこととし、専修学校等への周知を要請している。</p> <p>また、大学等に対しても、「外国人留学生の適切な受入れについて」(平成24年9月5日付け24高学留第60号高等教育局学生・留学生課長通知)等の通知において、専修学校等と同様、退学・除籍・卒業後の者に関する帰国等に至るまでの適切な対応について要請している。</p> <p>法務省においては、各種講習会や行政相談において、卒業・退学等した留学生に対する受入れ教育機関の指導等について周知を行っている。</p> <p>(元留学生の不法残留が発生した場合における教育機関への措置)</p> <p>法務省は、専修学校等や大学等に在籍していた留学生が卒業後等に起こした不法残留事案についても、在留資格期間が満了するまでの間は、当該教育機関の責任であるとの認識から、不法残留者に教育機関の卒業後等の者を含め、次のような措置を講じている。</p> <p>① 専修学校等について、「留学生及び就学生の入国・在留審査方針について」(平成11年12月28日付け管在第4919号入国管理局長通達)に基づき、不法残留率が5%を超えるなど留学生の在籍管理が良好と認められない場合は非適正校と選定し、在留資格申請の際の申請書類を簡素化しない、在留資格期間を短縮するといった措置を講ずることとしている。</p> <p>② 大学等について、前年(1月1日から12月31日の期間)に不法残留者が5名以上発生した大学等を文部科学省に連絡している。これを受け、文部科学省では、これらの大学等に対し、留学生の在籍管理に関する関係書類の提出を求めたり、ヒアリングを行っている。</p> <p>(不法残留者の発生に伴う学習奨励費における減額措置)</p> <p>JASSOは、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により、修学に困難があり、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関、日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生に対し、奨学金(私費外国人留学生学習奨励費。以下「学習奨励費」という。)を給付している。</p>	<p>図表3-(3)-①</p> <p>図表3-(3)-②</p> <p>図表3-(3)-③</p>

この給付における配分基準、条件等について、JASSOの学習奨励費の募集要項では、「大学等において、本事業に係る事務処理が適切に行われていない場合や外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる場合は、該当大学等に対する学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減又は募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うことができる。」とされている。

図表 3-(3)-④

(不法残留者の発生に伴う私立大学等経常費補助金における減額措置)

私学共済事業団は、私立大学等経常費補助金特別補助のうち「大学等の国際交流の基盤整備への支援」に係る取組に対する補助（以下「大学等国際交流基盤整備特別補助」という。）として、経済的に修学困難な留学生に対し、授業料減免等を行うといった大学のグローバル化に向けた取組を行っている私立大学等を設置する学校法人への補助を行っており、この補助制度における配分基準、条件等については、私学共済事業団が文部科学省と調整した上で決定されている。

図表 3-(3)-⑤

【調査結果】

ア 卒業後等の在留管理の責任に関する認識

今回、教育機関に在籍する留学生の卒業後等の在留管理に関する認識について、11 都道府県及び 29 教育機関（大学 7 校、専修学校 22 校）に調査したところ、留学生の卒業後等の在留管理に関する教育機関の責任の範囲が明確に示されていないため、以下のとおり、これに関する教育機関の役割の認識が都道府県等、教育機関によって区々となっている状況がみられた。

(7) 専修学校等を所管する都道府県の認識

調査した 11 都道府県のうち回答があった 9 都道府県では、専修学校等における卒業後等の在留管理の責任の範囲は、

- ① 当該留学生が退学・除籍・卒業した段階まで（2 都道府県）
- ② 当該留学生が帰国するまで、又はそれを確認するまで（4 都道府県）
- ③ 地方入国管理局へ退学者等名簿で留学生を報告するまで（1 都道府県）
- ④ 当該留学生の在留資格の期限が満了するまで（1 都道府県）
- ⑤ 留学生の入学に当たっての教育機関の関与の度合いによって在留管理の責任が変わってくる（1 都道府県）としており、その認識が区々になっていた。

図表 3-(3)-⑥

(イ) 教育機関における認識

調査した専修学校 22 校のうち、回答のあった 21 校では、専修学校における卒業後等の在留管理の責任の範囲は、

- ① 当該留学生の退学・除籍・卒業した段階まで（3 校）
- ② 当該留学生が帰国するまで、又はそれを確認するまで（10 校）
- ③ 地方入国管理官署へ退学者等名簿で留学生を報告するまで（6 校）
- ④ 当該留学生の在留資格の期限が満了するまで（1 校）
- ⑤ 除籍なら処分の段階まで、退学卒業なら帰国の確認まで（1 校）としており、その認識が区々になっていた。

また、卒業後等の在留管理の認識について調査を行った専修学校 22 校及び大学 7 校のうち、回答のあった 13 校（専修学校 9 校、大学 4 校）において、次のとおり、卒業後等の在留管理の教育機関における責任への疑義や実効性の問題についての意見が聴かれた。

i) 卒業後等の在留管理を教育機関が十全に行うことは事実上困難であり、そもそもそのような責任を負うべきか疑義がある専修学校で 6 校、大学 4 校)

ii) 退学・除籍後に具体的に何をすれば責任を取ったとされるのかが明確でないため、取り組みようがない（大学 4 校）

さらに、前述①の認識を持つ専修学校（6 校）及び大学（4 校）においては、教育機関による卒業後等の在留管理を十全に行うことが困難な理由として、次のような問題があるとしていた。

① 地方の小さな学校が退学・除籍者等の帰国を確認するために空港まで見送りに行くことは人的・経済的な問題があり、限界がある。

② 退学・除籍者等の帰国の確認手段として、当該者に対し、帰国時のチケットの半券の送付やパスポートの出国スタンプのページのコピーの送付を義務付けたとしても、連絡が取れないなどにより帰国の確認が困難となる場合もある。

③ 退学・除籍者等の帰国を確認したものの、その後、当該留学生が在留資格期間内に再入国し、不法残留となる場合もある。この際に、教育機関が元留学生の帰国の取組を適正に行っていない状況（出国確認等の対策や届出が行われていない等）が見られた場合は、地方入国管理局は、当該教育機関から発生した不法残留者として取り扱っている。

なお、調査した 29 教育機関（大学 7 校、専修学校 22 校）のうち 22 教育機関においては、前述③のように、教育機関が行った措置内

図表 3-(3)-⑦

図表 3-(3)-⑧

容によって一旦帰国したものの、再入国し、その後不法残留となった場合も、教育機関から発生した不法残留者として計上されていることを知らなかった。

イ 不法残留者に関する情報提供の状況

留学生の卒業後等、在留資格期間が満了するまでの間に発生した不法残留の責任を教育機関に求める根拠については、法令上等においても明らかになっていないのが現状である。しかし、教育機関で受け入れた留学生の一部が卒業後等に不法残留している事案が発生している状況に鑑み、教育機関においては、そうした不法残留事案が発生しないよう、その防止に努めることが求められる。

こうした不法残留の防止対策を的確に行うためには、不法残留となった元留学生が就学していた教育機関において、当該者に対する在学中の管理や卒業後等の対応等について、どこにどのような問題があったのかを検証し、現行の防止対策の見直しにつなげていくことが必要不可欠である。

このため、留学生の卒業後等における不法残留事案に関する具体的な情報を、関係の専修学校等や大学等に提供することが必要となる。

また、不法残留者が所在不明な場合は、地方入国管理局がその手がかりとなる情報を得るためにも、関係の専修学校等や大学等に提示することが必要となる。今回、地方入国管理局における教育機関への留学生の不法残留事案に関する情報提供の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

(7) 地方入国管理局が教育機関に提供する情報の内容

地方入国管理局が、教育機関に提供している留学生の不法残留事案に関する情報の内容についてみたところ、次のとおり、教育機関における不法残留の再発防止に資するような不法残留者の氏名、不法残留の態様を含む具体的な情報の提供は行われていなかった。

- ① 専修学校等については、非適正校に選定した場合は、その結果を該当の専修学校等に毎年10月から12月の間に書面で伝えることとなっているが（適正校にも書面で結果が伝えられる）、その際に伝えられる情報は、非適正校に選定したという事実のみである。
- ② 大学等については、前年に不法残留者が5名以上発生した場合は、その大学等を文部科学省に伝えているが、その際に伝えられる情報は、該当する大学等の名称と不法残留者数のみである。また、文部科学省は、法務省から提供された情報に基づき、該当する大学等に対してヒアリング等を行い、当該大学等における在籍管理状況を確認しているが、その際に法務省の意向を踏まえ、当該大学等に

対して伝える情報は、前年中、一定程度の不法残留者が発生しているという事実のみである。

(イ) 情報提供を受けた教育機関における対応

a 専修学校等における対応

地方入国管理局からの情報提供に関して調査を行った専修学校 22 校のうち回答のあった 13 校においては、非適正校の選定は定期報告の提出状況も要件となっていることから、非適正校と選定されたとしても、実際に不法残留者が発生したのか否かも分からず、また、実際に不法残留者が発生していたとしても、具体的に何人の不法残留者が発生し、退学者等名簿で報告したどの者が該当者なのかといった情報が提供されなければ、その後の再発防止策を講ずることが難しいとしていた。

他方、不法残留率が 5%を超えたことにより非適正校に選定された専修学校等について、東京地方入国管理局管内の専修学校等についてみると、平成 21 年に 24 校、22 年に 13 校、23 年に 13 校と跡を絶たず、また、これらの中には、2 年連続で非適正校に選定されたものが 2 校、3 年連続で発生させたものが 6 校（うち 3 年連続で不法残留率が 10%を超えるものが 2 校）あり、専修学校等における再発防止対策が十分に行われていない状況となっていた。

b 大学等における対応

調査した 7 大学のうち、不法残留者が 5 名以上発生したとして文部科学省のヒアリングの対象となった 4 大学においては、不法残留者の発生にかかる詳細な情報が文部科学省から提供されず、大学としては、今後の再発防止策のためにも、不法残留者が何人発生したのか、当該留学生の出国状況等の不法残留の具体的な情報を提供してもらいたいとしていた。

他方、不法残留者が 5 名以上発生した大学等は、全国で、平成 21 年に 8 校、22 年に 12 校、23 年に 11 校と跡を絶たず、また、これらの中には、2 年連続で不法残留者が 5 名以上発生したものが 6 校（21 年から 22 年に連続して発生したのが 2 校、22 年から 23 年に連続して発生したのが 4 校）、3 年連続で発生させたものが 1 校あり、大学等における再発防止対策が十分に行われていない状況となっていた。

図表 3-(3)-⑨

図表 3-(2)-⑫（再掲）

図表 3-(3)-⑩

ウ 学習奨励費等におけるペナルティ措置の適用状況

前述イ (i) b の4校について、学習奨励費の支給状況をみると、JASSOの募集要項において、外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる大学等に対しては、学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減又は募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うことができるものとなっているが、この在籍管理が不適切な状況とは、どういった状況を基準とするのかが明確でないため、学習奨励費は推薦依頼数、採用数の削減等の措置を受けることなく給付されていた。

また、大学等国際交流基盤整備特別補助については、その取扱要領上において、外国人留学生の在籍管理を適切に行うことが支給条件として明確にされていない。ただし、在籍管理を含め、法人として基本的な管理運営に問題があると考えられる場合には、取扱要領等に基づき、私立大学等経常費補助金を減額又は不交付とすることとされている。

また、文部科学省では、大学等における不法残留者の情報は把握しているが、専修学校（専門課程）における法残留者等の情報については、法務省から提供を受けていない。このため、留学生の在籍管理が適切ではないとして非適正校の認定を受けた専修学校等に対しても、学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減等の措置が行われることなく、給付されている。

【所見】

したがって、法務省及び文部科学省は、教育機関における適切な留学生の卒業後等の在留管理を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 法務省は、教育機関における留学生の卒業後等の在留管理の実行性を確保する観点から、文部科学省と連携して、留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置を整理し、教育機関に示すこと。

また、文部科学省は、教育機関に対し、上記の具体的な措置に沿って、留学生の卒業後等の適切な在留管理への協力を求めること。

- ② 法務省は、教育機関における留学生の不法残留事案の再発防止策を充実強化する観点から、文部科学省に提供する留学生の不法残留事案に関する情報については、法令の範囲内で再発防止に資するような具体的な情報を提供すること。

また、文部科学省は、大学等に対しても、法務省から提供された当該情報を提供すること。

なお、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報の提供について、法務省は、専修学校等の留学生に関する都道府県の役割の範囲を踏まえ、適切に対処すること。

③ 文部科学省は、JASSOに対し、学習奨励費の支給について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の策定を求め、また、法務省から提供される情報を参考にしつつ、その基準に沿った適切な措置をとるよう求めること。

また、法務省は、文部科学省に対し、専修学校等に対する適正校・非適正校の選定結果を提供すること。

さらに、文部科学省は、私学共済事業団に対し、大学等国際交流基盤整備特別補助について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件とすることを明確にするとともに、在籍管理の状況を含め大学等の管理運営が不適正であると認められる場合には、文部科学省の学習奨励費制度等における対応を十分に踏まえつつ、当該大学等に対して、補助金の減額等を行うなど、在籍管理の適正化を図るための措置を講ずるよう求めること。

図表 3 - (3) - ① 「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）＜抜粋＞

2 専修学校における留学生管理等に関する注意事項

(3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表 3 - (3) - ② 「外国人留学生の適切な受入れについて（通知）」（平成 24 年 9 月 5 日付け 24 高学留第 60 号）＜抜粋＞

2 外国人留学生の在籍管理について

外国人留学生の在籍管理については、「外国人留学生の在籍管理等について（通知）」（平成 22 年 6 月 22 日付け 22 高学支第 23 号）により依頼しているところですが、各大学等において、入学許可して受入れた外国人留学生について、自ら責任を持って在籍の管理を行う必要があります。

各大学等においては、各留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学等、適切な対応をお願いします。

また、退学等の処分を行い、学生が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、その留学生が確実に帰国するよう適切な対応をお願いします。

3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について

各大学等の外国人留学生の退学者・除籍者・所在不明者の文部科学省への定期報告については、「外国人留学生の在籍管理等について（通知）」（平成 22 年 6 月 22 日付け 22 高学支第 23 号）により、ご協力をお願いしているところですが、このたび、退学者の報告については、本通知に基づき、前月に退学（転学・転校を含む。）、除籍又は所在不明となった者を毎月 10 日までに、別紙様式により、文部科学省高等教育局学生・留学生課宛に FAX 又は郵便により報告して下さい。

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (3) - ③ 「留学生及び就学生の入国・在留審査方針について（通達）」（平成 11 年 12 月 28 日付け 24 法務省管在第 4919 号）〈抜粋〉

2 審査の基本方針

(1) 教育機関に着目した審査

短期大学・大学院を含む大学、高等専門学校並びに不法残留率の低い専修学校、各種学校及び日本語教育施設（以下「大学等」という。）に入学を許可された者は、当該機関に入学するには相当の学力を要するか、又は十分な在籍管理下に置かれるため、入国・在留管理上問題となる事案は少ない状況にあると考えられることから、これらに受け入れられる留学生・就学生については、その国籍・出身地域にかかわらず、活動内容及び経費支弁能力に係る真実性について、厳格な立証を求めることはせず、できる限り簡素な手続によりその入国・在留を認めるものとする。

また、これにより生じた余力を在籍管理の十分でない教育施設の調査・指導に充て、各学校及び施設の自己責任及び自助努力に期待しつつ、不法残留者等入管法違反者の発生防止に努めることとする。

(2) 入国・在留諸申請に応じた審査

上記のような教育機関に係る振り分けにより、大学等については厳格な審査は不要とし、原則として、入国後に教育を受ける活動を行っているか否かを中心とした審査を行うことで足りるものとする。他方、不法残留率の高い専修学校、各種学校及び日本語教育施設については、入国審査において従来どおり勉学の意思・能力に係る審査を実施するが、むしろ経費支弁能力を中心に審査し、特に本国送金の場合には、預金残高証明書の真偽に終始することなく、資産形成過程の合理性を踏まえた一層慎重な審査を実施することとする。

また、これらの教育機関に在籍する学生の在留審査については、資格外活動を所得した上でのアルバイト収入の学費充当を認めている現状にかんがみ、経費支弁能力の有無よりも、学生の成績及び出席状況を中心とした審査を実施することとする。

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

図表3-(3)-④ 私費外国人留学生学習奨励費給付制度募集要項（平成24年度）＜抜粋＞

11 学習奨励費の給付の打切り等

機構理事長は、受給者が、

- (1) 在留資格に変更（留学→他の在留資格）が生じたとき
- (2) 学習奨励費の給付を辞退しようとするとき（終了等も含む）
- (3) 転学及び自主退学したとき
- (4) 受給者の修学状況等が著しく不良であると判断したとき
- (5) 提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (6) 停学、退学又は除籍その他の在籍大学等からの処分を受けたとき
- (7) その他、受給者としての資格を失ったとき

のいずれかに該当する場合には、学習奨励費の給付の打切り又は給付期間の短縮をすることができる。また、機構理事長は、大学等の管理体制や事務処理等に不備があり、学習奨励費の適切な給付が行われていないと判断した場合、受給者への給付を打ち切ることができる。

17 推薦依頼数、採用数の削減又は募集停止について

機構理事長は、大学等において、本事業に係る事務処理が適正に行われていない場合や外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる場合は、当該大学等に対する学習奨励費の推薦依頼数、採用数の削減又は募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うことができる。

(注) 独立行政法人日本学生支援機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (3) - ⑤ 私立大学等経常費補助金取扱要領（平成 10 年 2 月 27 日）〈抜粋〉

4 補助金の減額等

(減額又は不交付の事由及び措置)

(1) 事業団は、学校法人等（私立大学等を設置する学校法人、私立大学等及び私立大学等に所属する学部等（大学の学部、短期大学及び高等専門学校の学科、分校、大学院の研究科並びに附属研究科、附属病院、同分院その他の附属機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、その状況に応じ、当該学校法人等に係る私立大学等経常費補助金配分基準（以下「配分基準」という。）Ⅴの 6 別記 7 による増額を除く補助金（以下「一般補助」という。）の 10%、25%、50% 又は 75% に相当する額を減額して交付するものとする。ただし、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金の全額を交付しないものとする。

ア 私立大学等経常費補助金、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金又は私立大学等研究設備等整備費補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの

イ 学校法人の財産を不正に使用したもの

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの

エ 私立学校法第 47 条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの

オ 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）

カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されと認められるもの

キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの

ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの

ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

コ 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

サ 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

シ アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第 5 条第 1 号又は第 5 号に該当する場合で必要があると認められるもの

(減額又は不交付の措置の例外)

- (2) 事業団は、(1)の各号の一に規定する事由の状況に応じ、(1)に規定する減額又は不交付の措置を講じる必要がないと認めるときは、一般補助の10%未満に相当する額を減額して交付又は減額若しくは不交付の措置を講じないことができるものとする。
- (3) 事業団は、国又は事業団が交付する補助金等の返還を命じられた学校法人等について、一般補助の10%に相当する額を限度として、当該返還を命じられた金額(加算金を除く)に相当する額を一般補助から減額して交付することができるものとする。

(特別補助の減額又は不交付の措置)

- (4) 事業団は、(1)、(2)又は(7)の規定により一般補助の減額の措置を受けた学校法人等について、当該減額の措置を受けることとなった事由の状況に応じ、私立大学等経常費補助金配分基準のVの6別記7による増額の補助金(以下「特別補助」という。)を減額して交付又はその全額を交付しないことができるものとする。

((1)の各号に該当するおそれがある学校法人が事実を明らかにしない場合の措置)

- (7) 文部科学省又は事業団が、学校法人に対して、(1)の各号の一に該当するおそれがあることにより調査を指示したにもかかわらず、当該学校法人が、正当な理由なく、相当期間が経過しても、その事実を明らかにしないときは、事業団は、その状況に応じ、当該学校法人等に係る補助金の一般補助を減額して交付又は補助金の全額を交付しないことができるものとする。

(注) 日本私立学校振興・共済事業団の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3 - (3) - ⑥ 各都道府県の教育機関に対する卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識

調査対象	教育機関における在留管理の責任の範囲
①	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
②	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
③	当該留学生在の在留資格期限の満了日まで
④	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
⑤	当該留学生在が退学・除籍・卒業する段階まで
⑥	当該留学生在が帰国するまで、またはそれを確認するまで
⑦	当該留学生在が退学・除籍・卒業する段階まで
⑧	留学生在の入学に当たって、教育機関の関与の度合いが異なってくる
⑨	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑦ 各専修学校の卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識

学校名	在留管理の責任の範囲
a 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
b 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
c 専修学校	当該留学生在留資格期限の満了日まで
d 専修学校	除籍の場合、除籍した段階まで、退学・卒業の場合、当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
e 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
f 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
g 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
h 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
i 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
j 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
k 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
l 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
m 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
n 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
o 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
p 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
q 専修学校	地方入国管理局へ退学者等名簿で報告するまで
r 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
s 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで
t 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで (進学する場合は、進学先の入学許可証が発行されるまで)
u 専修学校	当該留学生在帰国するまで、またはそれを確認するまで

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑧ 教育機関における留学生の卒業後等の在留管理に関する取組の実態

教育機関名	内容
A 大学	<p>i) 留学生に対して、除籍等の処分を行った時点で、大学が管理すべき対象から外れるものと考えている。</p> <p>ii) 法務省や文部科学省からは、留学生の退学除籍後も、当該留学生が帰国するまでは大学が責任をもつべきと言われていたが、大学が管理出来る術がない。国からも、具体的な退学除籍後の留学生に関する管理方法について指示があるわけでもなく、各大学任せになっている。</p>
B 大学	<p>i) 退学除籍等の処分を行い、地方入国管理局にもその旨を届けた元留学生については、在留資格を「留学」から「短期ビザ」に変更し、大学の責任から外してほしい。</p> <p>ii) 留学生を退学除籍等の処分にした後、大学はどこまで責任を負うのか明らかではなく、法務省や文部科学省からの指示もないため、大学としてどこまで責任を持つべきか不明である。自己防衛の一環として退学除籍者等に対し、当大学の取った対応を記録しているが、それで大学の責任が免責されるのかもわからない。</p>
C 大学	<p>i) 退学除籍等の留学生については、空港まで送って飛行機に乗せるのが大学側の責任だと、地方入国管理局の担当者の方に言われた。しかし、現実にはそのような帰国策をとるのは、マンパワー的に難しい。</p>
D 大学	<p>i) 退学除籍者等のその後の動向は、大学では手がかりがない。せめて地方入国管理局から帰国したかどうかの情報提供してもらえれば、把握すべき者の対象も絞り込みやすい。現在は帰国したかどうかもわからない者について連絡をとる努力をし、所在を確認しなければならないことになっている。</p>
E 大学	<p>ii) 行政からは、退学除籍等後も在籍管理をしっかりとるようにといった指導を受けるが、具体的にどうやればいいのかわからない。</p>
F 大学	<p>ii) 法務省は、退学除籍等後の留学生の失踪は、大学の責任と明確に言っているわけではないが、やり取りや指導等を通じて、そのように理解している。しかし、現実的に、退学除籍後の留学生の所在地を把握する等の取組・指導は困難である。</p>
a 専修学校	<p>i) 専修学校が、退学者等の帰国状況を確実に把握することは困難である。当校では、空港の出発口まで見送りをを行っているが、退学者等が見送られた後に搭乗口から引き返して不法残留者となる可能性も否定できない。学校側としては、不法残留者が生じたことにより、非適正校とされる心配が残る。</p>
b 専修学校	<p>i) 退学等により帰国することとなった留学生に対して、最寄りの空港まで見送る等考え得る措置を講じて確実に帰国するよう努めているが、中には帰国予定日の前に所在不明となる者があり、確実な帰国方策に苦慮してい</p>

	る。
c 専修学校	i) 素行不良等で退学し、母国に帰国したものの、入国管理局においてビザを取り消されないため、元留学生が元の留学ビザで再入国したケースがある。そのような者について、学校側で確認できず責任も持てない。
d 専修学校	i) 少ないスタッフでは、入国管理局から求められている「空港まで留学生を見送りに行く」などの対応は困難。
e 専修学校	i) 退学した学生が、再入国許可を得て、一旦帰国後、再び来日していても学校では把握できない。 留学生の出身国によっては、空港まで見送りにいくこともある。また、原則として全員に、帰国後の電話連絡及びパスポートのコピー送付を指示しているが、履行されるとは限らない。
f 専修学校	i) 異動後の進路確認を、学校側に要求されるのは分かるが、問題がある学生の場合など、限界もある。不法残留率により、適正校・非適正校と選定され、結果が悪ければ在留資格の審査を厳格化されるなど、学校にはペナルティも科せられる。そして、確認困難な事案が発生した際に、すでに出国または在留資格変更・更新等をしていったような、入国管理局でなければ把握できない事実は、個人情報保護を理由に照会には回答してくれない。

(注) 当省の調査結果による。

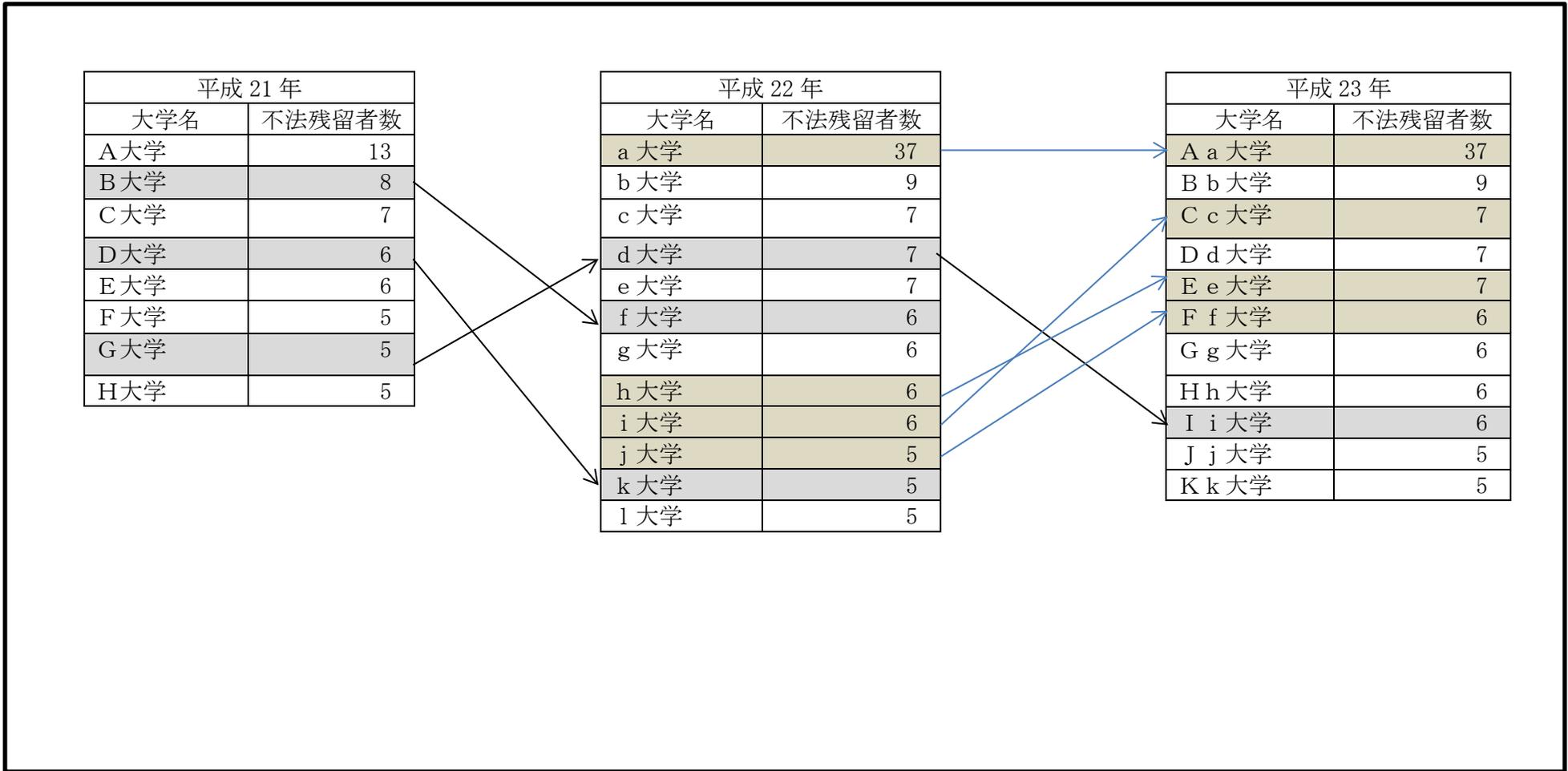
図表 3 - (3) - ⑨ 地方入国管理局から教育機関に提供される不法残留事案に関する情報例

学校名	内容
A 専修学校	学校側が、退学除籍者等の帰国状況を確実に把握することは困難であり、退学除籍者等が帰国したかどうかの情報を入国管理局から頂きたい。
B 専修学校	退学除籍者等が出国したか否かの情報は、在籍管理を行う上で重要であるが、入国管理局は個人情報として提供してくれない。
C 専修学校	平成 22 年に非適正校と選定され、不法残留率が 5 % を超えたためと説明されたが、不法残留者が何名出たかについて入国管理局からの説明はなかった。
D 専修学校	退学除籍等の処分を行った元留学生の出国状況について、地方入国管理局に電話照会を行っても回答がない。退学除籍等の処分を行った元留学生が出国した際には、その旨を連絡頂けるとありがたい。
E 専修学校	情報公開の観点から、法的・制度的に可能であれば、元留学生のうち不法残留者となった者の状況を、以前の所属機関に開示して頂きたい。現在、入国管理局が不法残留率 5 % 以上の教育機関に対し「非適正校」の選定を行っているが、不法残留者の実数が開示されておらず、受入れた留学生のうち何人中何人が不法残留となっているのか、それが誰なのか不明。
F 専修学校	学校としても、退学者等名簿の報告対象となった元留学生の中には、その後の状況を把握しておきたい者もいるが、入国管理局は個人情報の保護を理由に照会に応じてくれない。改善を希望する。
G 専修学校	入国管理局と教育機関の情報交換をもっと積極的に行い、お互いが求める在留管理の方法についてよりよい道筋を見いだすことが重要だと思う。
H 専修学校	元留学生が帰国したかどうかの確認において、入国管理局から本人が日本を出国したかどうか教えてもらえると、現在在籍している留学生に対してより、的確な指導が行えるが、現時点では、個人情報保護法の関係で教えてもらえない。
I 専修学校	平成 23 年に不法残留者が 1 名発生した。しかし、入国管理局では、個人情報に該当するとして、不法残留者の氏名等の情報提供を行ってくれない。このため、どのような原因で不法残留に至ったかの原因分析が行えない状況にある。
J 専修学校	平成 23 年に不法残留者が 1 名発生した。しかし、入国管理局では、個人情報に該当するとして、不法残留者の氏名等の情報提供を行ってくれない。このため、どのような原因で不法残留に至ったかの原因分析が行えない状況にある。
K 専修学校	平成 23 年に不法残留者が 1 名発生した。しかし、入国管理局では、個人情報に該当するとして、不法残留者の氏名等の情報提供を行ってくれない。このため、どのような原因で不法残留に至ったかの原因分析が行えない状況にある。
L 専修学校	在籍していた元留学生を行方不明等の理由により、除籍処分を行ったとしても、当該留学生の在留資格の満了までは、在籍管理上の責任が学校に残ることなので、当該留学生の出国・在留資格の変更といった事実の情報提供を行ってほしい。

M専修学校	入国管理局は、かつて在籍していたが、行方不明や強制送還となった留学生の出国情報について、個人情報であるとして提供してくれない。せめて、出国したと確認するまでは心配なので、当該留学生が出国した場合には、その事実だけでも情報提供してほしい。
-------	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑩ 大学・短期大学における不法残留者数（5名以上）の推移（平成 21 年度から 23 年度）



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

勸告	説明図表番号
<p>(4) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>法務省では、留学生は、入国後、在留資格期間満了前であっても、在籍する教育機関における退学・除籍等により、在留目的となっている留学に係る活動を行っていない場合があるため、教育機関に対し、在籍する留学生における退学・除籍、所在不明等が発生した場合は、翌月 10 日まで（平成 24 年 7 月 9 日以降は、卒業・退学・除籍・その他の事由について 14 日以内）に所轄の地方入国管理局に届けるよう求めている。</p> <p>この届出を受けた地方入国管理局においては、当該留学生が退学・除籍等となった後、猶予期間である 3 か月以内に出国等したか否かを確認している。したがって、この届出は、地方入国管理局による留学生の在籍状況等の的確な把握のために重要なものとなっており、教育機関においては、在籍する留学生が退学・除籍、所在不明等になった場合における速やかな対応が求められる。</p> <p>なお、届出の対象となる退学・除籍・所在不明等について、在籍する留学生におけるどのような状態がどれぐらいの期間継続した場合に退学・除籍の処分を行うのか、行方不明の認定をするのか等の具体的な判断基準がなく、その判断は各教育機関に任されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、地方入国管理局への届出対象となる留学生の退学・除籍、所在不明等についての判断基準について、調査した教育機関 29 校（大学 7 校及び専修学校 22 校）を対象に照会したところ、回答があった 9 校（大学 6 校及び専修学校 3 校）においては、各学校により、判断基準は区々となっており、所在が確認できなくなってから 2 週間をかけてその行方を調査しても所在が確認できない場合は除籍処分とし、地方入国管理官署にその旨を届け出るものとしている教育機関がある一方、所在が確認できなくなった後、次の学期が開始されるまでの間（最大 6 か月）に学費が納入されないことをもって除籍処分とし、それから、地方入国管理局に届け出るとしている教育機関もみられた。</p> <p>このため、当該留学生が在籍する教育機関の退学・除籍等の判断基準の違いによって、留学生の所在が確認できなくなっからの教育機関の地方入国管理局への届出時期が相違している。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、法務省は、留学生の不法残留に係る端緒情報を的確に把握する観点から、文部科学省と連携して、教育機関において、在籍する留学生の</p>	<p>図表 3-(4)-①</p> <p>図表 3-(4)-②</p>

所在が確認できなくなった後、地方入国管理局への届出の対象となる所在不明の留学生として取り扱う標準期間を明らかにし、それを教育機関に示す必要がある。	
---	--

図表 3 - (4) - ① 各大学における退学除籍等の判断期間の例

学校名	退学除籍等の判断期間
A大学	2週間学校に来ない場合は、まずバイト先に連絡、友人関係に連絡、それでもわからない場合は、祖国に連絡を行い、家庭訪問等行う。その段階でもわからない場合に、入国管理局に連絡を行う。
B大学	5週連続で出席しなくなったら、個別に指導（5週程度）を行い、それでも指導に従わない場合には、責任をもって家庭訪問を続ける。全体で半年ほど指導を行い、改善の見込みがない場合に除籍を行う。
C大学	留学生は、6ヶ月連絡が取れない場合や改善が見られない場合に除籍としている。少なくとも6ヶ月は様子をみている。
D大学	除籍者の多くは、学費未納が理由であることが多く、学費納入期限の1、2週間前までに納入がない者に対し、督促状を出し、事情を聞いた上で、払えない場合に除籍としている。
E大学	入国管理局には、毎年5月、11月、2月に退学除籍者等の報告を行っている。
F大学	学費未納により除籍となる場合が多く、前期末納（4月30日納入）は6月30日に、後期末納（9月30日）は11月30日時点で振り込まれなければ、遡って除籍処分にする。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (4) - ② 各専修学校における退学除籍等の判断期間の例

学校名	退学除籍等の判断期間
A専修学校	3ヶ月所在不明が続いた場合には、職員会議を経て、除籍を決定する。
B専修学校	実務上、1週間の無断欠席が続いた場合は、電話指導等を行い、3ヶ月所在不明が続いた場合は、職員会議を経て、除籍を予告。1ヶ月、留学生から連絡が無ければ、除籍を決定。入国管理局に届けるまで、約4、5ヶ月かかる。
C専修学校	「除籍になる行為」として、2週間以上連絡がつかない者（理由不明や無届、連絡不通）、2週間以上当校しない者（理由不明や無届、連絡不通）等を除籍基準で規定している。

(注) 当省の調査結果による。